

エクアドル
知的財産基本法
(知識、創造及び革新に関する社会経済基本法)
2016年12月1日公布

目次

序巻 知識、創造性及び革新に関する社会経済の共通規定

第1条 - 第4条 省略

第I巻 科学、技術、革新及び伝統的知識に関する国家システム

第5条 - 第40条 省略

第II巻 責任ある調査と社会の革新

第41条 - 第84条 省略

第III巻 知識の管理

第I編 原則及び一般規定

第I章 一般原則

第85条 知的権利

第86条 パブリックドメインの例外

第87条 知的所有権の取得及び行使

第88条 知的所有権の目的

第89条 知的所有権の種類

第90条 財産の種類

第91条 基本的権利を保障する財産

第92条 戦略分野に関連する財産

第93条 生物多様性から創出された知識

第94条 伝統的知識のアクセス、使用及び利用

第95条 制限及び例外

第96条 知的所有権のその他の制限

第II章 一般規定

第97条 内国民待遇

第98条 国内に住所を有さない所有者

第99条 義務的登録

第II編 著作権及び関連する権利

第100条 - 第262条 省略

第III編 工業所有権

第I章 優先権主張

第263条 優先権

第264条 優先権主張の要件

第265条 優先権の喪失

第II章 発明特許

第266条 発明特許

第I節 保護要件

第267条 保護を受けることができる主題

第268条 発明とみなされないもの

第269条 新規性

第270条 特許性の不開示

第271条 進歩性

第272条 産業上の利用可能性

第273条 特許を受けることができない発明

第274条 第2の特許の対象とされない製品又は方法

第II節 所有者

第275条 特許所有者

第276条 教育及び研究センターにおける所有権，発明の利益及びロイヤルティの配分

第277条 契約に従って発生した所有権

第278条 発明者の氏名表示権

第III節 特許出願

第279条 特許出願

第280条 特許明細書

第281条 生物学的材料の寄託

第282条 特許及び出所の開示

第283条 クレーム

第284条 要約書

第285条 発明の単一性

第286条 故意の不実表示又は脱漏に対する罰則

第287条 出願の補正

第288条 参照

第289条 ファイルの公開性

第290条 ファイルの秘密性

第V節 権利及び制限

第291条 特許登録の存続期間

- 第292条 保護の範囲
- 第293条 特許所有者の権利
- 第294条 特許所有者の権利の制限
- 第295条 権利の消尽
- 第296条 先使用者
- 第297条 移転
- 第298条 ライセンスの付与
- 第299条 移転又はライセンス契約の登録

第VI節 登録後の行為

- 第300条 登録の訂正
- 第301条 クレームの訂正

第VII節 放棄

- 第302条 放棄

第VIII節 特許の無効

- 第303条 特許の絶対的無効
- 第304条 相対的無効
- 第305条 権利の欠如による無効訴訟
- 第306条 通知並びに意見書及び証拠の提出
- 第307条 意見書及び証拠の提出期間
- 第308条 損害賠償
- 第309条 特許の失効及び猶予期間

第X節 強制ライセンス制度

- 第310条 不使用による強制ライセンスの付与
- 第311条 強制ライセンスの通知及び範囲
- 第312条 強制ライセンスの条件の修正
- 第313条 ライセンシーの義務
- 第314条 公共の利益の理由により付与される強制ライセンスの宣言及び範囲
- 第315条 反競争的慣行による強制ライセンス
- 第316条 従属性による強制ライセンス
- 第317条 植物品種の所有者への強制ライセンス
- 第318条 合意の欠如による強制ライセンス
- 第319条 強制ライセンスの付与条件
- 第320条 強制ライセンスに対する異議申立

第III章 実用新案

- 第321条 実用新案として保護を受けることができる主題
- 第322条 実用新案として保護を受けることができない主題

- 第323条 特許出願の形態の変更
- 第324条 実用新案特許に適用される規定
- 第325条 実用新案の保護期間

第IV章 集積回路の回路配置

第I節 保護要件

- 第326条 回路配置の独創性

第II節 所有者

- 第327条 所有権
- 第328条 教育及び研究センターにおいて開発された集積回路の回路配置の所有権及び利益の配分
- 第329条 契約に従って開発された集積回路の回路配置の所有権

第III節 出願

- 第330条 出願期間

第IV節 出願手続

- 第331条 登録手続

第V節 権利及び制限

- 第332条 回路配置の保護期間
- 第333条 保護の独立性
- 第334条 登録の所有者の権利
- 第335条 保護の範囲
- 第336条 所有者の権利の制限
- 第337条 権利の消尽
- 第338条 評価により創作された第2の回路配置
- 第339条 独立した創作
- 第340条 権利の不侵害
- 第341条 集積回路の回路配置の登録出願及び登録に関する執行及び手続

第VI節 登録の無効

- 第342条 絶対的無効
- 第343条 回路配置登録の無効を宣言するための手続
- 第304条から第307条までは、回路配置登録の無効に適用される。

第VII節 ライセンス制度

- 第344条 強制ライセンス

第V章 工業意匠

第I節 保護要件

- 第345条 保護を受けることができる事項
- 第346条 保護要件
- 第347条 保護を受けることができない主題

第II節 所有者

- 第348条 所有権
- 第349条 高等教育機関及び教育センターにおいて創作された工業意匠の権利の所有者
- 第350条 契約に従って創作された工業意匠

第III節 登録出願

- 第351条 登録手続

第IV節 権利及び制限

- 第352条 工業意匠登録の存続期間
- 第353条 工業意匠の所有者の権利
- 第354条 行使の範囲
- 第355条 権利の消尽

第V節 登録の無効

- 第356条 絶対的無効
- 第357条 無効に適用される手続

第VI節 参照

- 第358条 工業意匠に適用される規定

第VI章 商標

第I節 保護要件

- 第359条 商標登録
- 第360条 商標登録に関する絶対的禁止事項
- 第361条 相対的禁止事項
- 第362条 悪意の申請
- 第363条 登録手続

第II節 権利及び制限

- 第364条 商標の排他的使用の権利
- 第365条 商標登録の存続期間
- 第366条 商標登録の更新
- 第367条 商標登録によって与えられる権利
- 第368条 第三者による商取引における標章の使用

- 第369条 第三者による情報提供目的での商標の使用
- 第370条 広告のための商標の使用
- 第371条 権利の消尽
- 第372条 外国商標により特定される商品及び役務の市場化の禁止
- 第373条 商品又は役務の製造場所の表示義務
- 第374条 商標登録の移転
- 第375条 商標の利用のためのライセンス
- 第376条 移転又はライセンス契約の登録
- 第377条 登録の修正

第III節 登録の取消

- 第378条 不使用による商標登録の取消
- 第379条 不可抗力又は偶発事象の場合
- 第380条 商標の使用の特徴
- 第381条 商標が登録された態様と異なる商標の使用
- 第382条 商標の使用を特定する証拠
- 第383条 商標登録に含まれる商品又は役務の一覧の削減又は制限
- 第384条 商標出願の優先的権利
- 第385条 一般的な状態による取消
- 第386条 取消訴訟手続

第IV節 登録の放棄

- 第387条 商標登録の放棄
- 第388条 商標の取得の無効
- 第389条 商標の取得の無効理由
- 第390条 商標登録の無効の宣言の障害
- 第391条 一部無効
- 第392条 無効訴訟手続
- 第393条 損害賠償訴訟の独立性

第VI節 登録の満了

- 第394条 商標登録の満了

第VII章 キャッチコピー

- 第395条 定義
- 第396条 キャッチコピーの取得
- 第397条 キャッチコピーの登録出願の内容
- 第398条 移転又はライセンス
- 第399条 登録の有効性
- 第400条 キャッチコピーの使用の証拠

第VIII章 団体商標

- 第401条 定義
- 第402条 団体商標の所有者
- 第403条 団体商標の取得の要件及び手続
- 第404条 団体商標の移転又はライセンス
- 第405条 適用

第IX章 証明商標

- 第406条 定義
- 第407条 所有者
- 第408条 商標の使用規則
- 第409条 証明商標の認可
- 第410条 適用

第I節 国家ブランド

- 第411条 定義
- 第412条 国家ブランドの宣言
- 第413条 国家ブランドの使用
- 第414条 適用される規則

第X章 商号

- 第415条 定義
- 第416条 商号の宣言的登録
- 第417条 登録の放棄
- 第418条 商号の保護又は登録を受けることができない標章
- 第419条 参照
- 第420条 商号登録の有効性
- 第421条 所有者の権利
- 第422条 商号の移転
- 第423条 適用

第XI章 ラベル又は標識

- 第424条 定義
- 第425条 ラベル又は標識の保護及び登録
- 第I節 識別性を有する外観
- 第426条 定義
- 第427条 識別性を有する外観の取得及び行使

第XII章 地理的表示

- 第I節 保護要件
- 第428条 定義

第429条 保護を受けることができない標章

第II節 保護の宣言

第430条 宣言

第431条 正当な利害関係

第432条 参照

第433条 地理的表示の保護の宣言の有効性

第434条 保護宣言の修正

第III節 使用の認可

第435条 認可

第436条 参照

第437条 使用の認可の有効性

第438条 使用の認可の取消

第IV節 権利及び制限

第440条 使用の留保

第441条 活動の認可

第442条 使用の禁止

第443条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

第444条 権利の制限

第V節 保護の承認

第445条 他国からの地理的表示

第446条 保護の存続

第XIII章 伝統的特産品保証

第447条 定義

第448条 伝統的特産品保証の特徴

第449条 保護を受けることができない標章

第450条 登録出願

第451条 伝統的特産品保証の出願の明細書

第452条 明細書の内容

第453条 手続

第454条 伝統的特産品保証の不適切な使用の申立

第XIV章 原産地表示

第455条 定義

第456条 使用の制限

第457条 出所の開示

第458条 手続

第XV章 周知の識別性を有する標章

第I節 保護要件

第459条 定義

第460条 要因

第461条 特殊な要因

第462条 関連分野

第463条 宣言手続

第II節 権利及び制限

第464条 保護の範囲

第465条 識別性を有する標章の所有者の権利

第466条 適用

第467条 善意

第468条 識別性を有する標章の無許可の使用に関する訴訟の時効

第469条 ドメインネームの取消又は修正

第470条 知名度の高さに起因する商標登録の取消

第IV編 植物新品種

第471条 - 第505条 (省略)

第V編 その他の知的権利

第506条 - 第510条 (省略)

第VI編 伝統的知識

第511条 伝統的知識

第512条 伝統的知識の承認

第513条 伝統的知識の正当な所有者

第514条 法人は伝統的知識の所有者となることができない

第515条 国の代位に関して

第516条 集団的な伝統的知識

第517条 個人の集団的知識

第518条 本来の領域と異なる区域の居住者

第519条 国境を越えた正当な所有者

第520条 自決権

第521条 保護を受けることができる事項

第522条 保護の形態

第523条 伝統的知識の自発的寄託

第524条 コミュニティの範囲内における伝統的知識の管理

第525条 不適正なアクセス, 使用及び利用

第526条 伝統的知識及びその普及: 定義及び手続

第527条 正当な所有者のイニシアチブに対する国からの支援

- 第528条 正当な所有者による伝統的知識の使用
- 第529条 伝統的知識のアクセス，使用及び利用の申請
- 第530条 自由意思による，事前の，十分な情報に基づく同意
- 第531条 付与又は拒絶
- 第532条 契約
- 第533条 契約の登録
- 第534条 紛争解決
- 第535条 制裁
- 第536条 諮問委員会
- 第537条 伝統的知識の管理

第VII編 遵守

第I章 一般原則

- 第538条 権限の対立
- 第539条 遵守全般
- 第540条 積極的遵守
- 第541条 消極的遵守
- 第542条 共同所有者の訴訟
- 第543条 反訴
- 第544条 著作権の推定
- 第545条 営業秘密の保護
- 第546条 方法特許における立証責任の転換

第II章 知的所有権に関する司法手続

第I節 司法段階における一般原則

- 第547条 司法訴訟
- 第548条 情報の確認
- 第549条 知的所有権に係る事項における権限

第II節 積極的遵守

- 第550条 侵害訴訟
- 第551条 暫定措置の申請

第III節 消極的遵守

- 第552条 違法使用
- 第553条 権利の濫用

第III章 知的所有権に関する行政手続

第I節 行政段階における一般原則

- 第554条 行政訴訟
- 第555条 準備手続

- 第556条 行政手続における専門家
- 第557条 知的所有権に関する権限
- 第558条 知的所有権に関する手続

第II節 積極的遵守

第I款 行政差止命令

- 第559条 行政差止命令
- 第560条 知的所有権に関する当局が命じる措置
- 第561条 保証金又はその他の十分な保証
- 第562条 検査
- 第563条 手続の開始時における予防措置の付与
- 第564条 検査を行うための専門家
- 第565条 予防措置の規定
- 第566条 予防措置の適用
- 第567条 情報請求
- 第568条 防御権及び証拠期間
- 第569条 理由を付した決定書
- 第570条 予防措置の取消に対する損害賠償金
- 第571条 知的所有権の侵害に対する補償
- 第572条 行為の遂行の妨害
- 第573条
- 第574条 公安部隊からの援助

第II款 国境措置

- 第575条 国境措置の申請
- 第576条 手続
- 第577条 輸入又は輸出に関する情報
- 第578条 保証金
- 第579条 商品の検査
- 第580条 著作権を侵害する又は偽造商標を付した商品に対する国境措置
- 第581条 罰則
- 第582条 国境措置の失効
- 第583条 除外

第III款 インターネット上での知的所有権の不適正な使用

- 第584条 訴訟
- 第585条 悪意の意図を検討するための要因
- 第586条 ドメインネームの正当な使用を検討するための要因
- 第587条 罰則
- 第588条 権限

第III節 消極的執行
単独款 合法的使用及び権利の濫用
第589条 合法的使用
第590条 権利の濫用
第591条 通知
第592条 応答
第593条 証拠期間及び聴聞
第594条 理由を付した決定書
第595条 損害賠償金

第VIII編 所有権確認訴訟

単独章 司法段階における所有確認訴訟
第596条 司法段階における所有権確認訴訟

第IX編 異論申立

第597条 異論申立

第IV巻 科学，技術，革新及び伝統的知識の当事者への資金提供及び報奨に関する国家システム

第598条 - 第628条 (省略)

序巻 知識，創造性及び革新に関する社会経済の共通規定

第1条 - 第4条 省略

第I巻 科学，技術，革新及び伝統的知識に関する国家システム

第5条 - 第40条 省略

第II巻 責任ある調査と社会の革新

第41条 - 第84条 省略

第III巻 知識の管理

第I編 原則及び一般規定

第I章 一般原則

第85条 知的権利

知的権利は、すべての形態で保護され、憲法、エクアドルが締約国である国際条約及び本法に従って取得される。

知的権利は、主として、知的所有権及び伝統的知識を含む。その規制は、科学的、技術的、芸術的及び文化的発展の推進並びに革新の奨励を目的とする、知識の適正な管理のための手段を構成する。その取得及び行使並びに他の権利との考慮すべき関係は、基本的権利の完全な享受を保証し、所有者及び社会の利益のための知識の適正な普及に寄与する。

本法は、他の既存の形態に対し、不正競争からの保護を保証する。

第86条 パブリックドメインの例外

知的所有権は、技術的、科学的及び芸術的発展を奨励するためにパブリックドメインの例外を構成し、憲法及び法律の規定に従って社会的機能及び責任を果たさなければならない。知的所有権は、公的なもの、私的なもの、コミュニティに属するもの、国有のもの、団体に属するもの、協同組合に属するもの及び複合的なものであり得る。

第87条 知的所有権の取得及び行使

取得とは、権利の存在又は譲与と定義され、行使とは、権利の範囲、維持及び遵守と定義される。適切な場合は、取得はまた、他の行為及び権原によってなされた移転を含む。

知的所有権の取得及び行使は、憲法の規定に従って、健康及び栄養、教育、情報、文化へのアクセス及び科学的進歩への参加並びに経済活動の展開、労働の自由、良質な商品及び役務へのアクセスに係る権利並びに他の形態の財産に係る権利の享受及び有効な行使と調和したものでなければならない。

取得及び行使は何れも、生産者及び需要者の相互の利益のために、社会的及び経済的福祉並びに権利と義務との調和に役立つように、社会革新の推進並びに知識の移転及び普及を条件とする。

第88条 知的所有権の目的

知的所有権は、創造的活動及び社会革新の発展のための手段を構成し、技術移転、知識及び文化へのアクセス、革新並びに認知的依存度の低下に寄与する。

第89条 知的所有権の種類

知的所有権は、主として、著作権及び関連する権利、工業所有権並びに植物品種を含む。

第90条 財産の種類

本法の適用上、また、知的所有権に従って、次の種類の財産が定められる。

- (1) 基本的権利を保証する財産
- (2) 戦略分野に関連する財産
- (3) 生物多様性及び伝統的知識に関連する財産、及び
- (4) その他の財産

第91条 基本的権利を保証する財産

基本的権利を保証し、知的所有権により保護される財産は、公共の利益となり、社会の基本的要求を満たすことを可能とする種類の保護を享受し、また、権利の制限及び例外に影響を与えることなく、本法及びエクアドルが締約国である国際条約の規定に従って、所有者の認可なしに他人の使用が認められる。

前段落の規定は、医薬品及び農業化学品に関連する非開示の情報及び試験データに関する権利に適用される。

第92条 戦略分野に関連する財産

戦略分野に関連する知的所有権の形態は、国の社会経済的及び技術的發展に極めて重要である。

前記形態は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に規定された要件及び条件に従って、公共の利益、社会又は国家の利益の理由により、国が保護された事項にアクセスすることを可能とする種類の保護を享受する。

各場合の事情を考慮して、また、当事者間の合意を条件として、国は、情報の秘密を維持するためのすべての保証が事前に付与されている限りにおいて、戦略分野に関連する非開示の情報にアクセスすることができる。前各段落にいう保護された事項には、契約者の所有権、譲与の受益者又は役務提供者に属する知的所有権又は非開示の情報の場合に限りアクセスすることができる。

所有者は、ロイヤルティとして又はこれらの分野における役務の提供の譲与若しくは契約締結の利益の何れかとして、補償を受けるものとする。

国は、自らが当事者である契約に由来する保護されていない情報にアクセスすることができ、この場合、前記情報を共有する義務を規定しなければならない。

第93条 生物多様性から創出された知識

国は、憲法の規定に従って、生物多様性から誘導又は合成されて得られる方法及び製品に関する知的所有権形態の所有権及びその他の権利を共有する。同様に、国は、知的所有権による保護に影響を与えることなく、これらの方法及び製品の経済的利用から生じる利益を共有する。

第94条 伝統的知識のアクセス、使用及び利用

生物多様性に関連するか否かに拘らず、伝統的知識に関しては、法的所有者の利益のために前条の規定が適用され、所有者は、当該事項に関するエクアドルが締約国である国際条約及び国内法に従って、少なくとも、その伝統的知識の供与に等しく関与する。

第95条 制限及び例外

本巻に定める制限及び例外から生じる権利及び利益は、譲渡することができない。
これに反する規定は無効とする。

第96条 知的所有権のその他の制限

知的所有権の取得及び行使は、該当する場合は、本法の規定並びに生物、遺伝子資源及び伝統的知識へのアクセス、消費者及び環境保護、自由競争を制限する商慣行及び不正競争に適用される共和国憲法の規定によって制限される。

第II章 一般規定

第97条 内国民待遇

本法によって与えられる権利及び義務は、エクアドルに住所を有する又は有さない国民及び外国人に等しく適用される。本法の適用上、無国籍者は、その住所を定めた国の国民とみなされる。

第98条 国内に住所を有さない所有者

工業所有権又は植物品種証明書の登録の出願人又は所有者であって、エクアドルに住所を有さない者は、主として申請、訴訟及び不服申立に応答するために、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された十分な権限を有する国内に住所を有する代理人を置かなければならない。上記の権限の修正は、規則に定める期間内に、前記当局に登録しなければならない。

遵守の目的上、住所を有さない著作権及び関連する権利の所有者は、本条の規定と同一の義務を受け入れなければならない。

第99条 義務的登録

知的所有権又は係属中の出願に対する移転、使用の認可又はライセンスは、知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならない。

知的所有権の移転、使用の認可又はライセンスは、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときに効力を生じる。

知的所有権のロイヤルティから得られる税金控除を有効とするためには、取引の実体を裏付ける書類が必要とされる。ただし、前記書類は、知的権利に関する権限のある国内当局に事前に登録しなければならない。

第II編 著作権及び関連する権利

第100条 - 第262条 省略

第III編 工業所有権

第I章 優先権主張

第263条 優先権

エクアドルが本章に規定されたものと類似の優先権を定める条約によって拘束される国内、地域又は国際当局に合法的に提出された発明特許、実用新案、工業意匠又は商標登録の付与を求める最初の出願は、出願人又はその権利承継人に対し、エクアドルにおいて同一の主題に関する特許又は登録を出願する優先権を付与する。優先権の範囲及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約に規定されたものとする。

優先権は、知的権利に関する権限のある国内当局に提出された先の出願を基礎とすることができる。ただし、この出願が先の優先権を主張していないことを条件とする。その場合、優先権を主張する後の出願の提出により、両出願に共通の主題に関して先の出願が放棄されることになる。

手続のために有効に受理された出願は、優先権を生じさせると認められる。

優先権の利益を得るためには、優先権を主張する出願は、優先権が主張される出願の出願日から起算して次の延長不可能な期間内に提出しなければならない。

- (1) 発明特許及び実用新案の付与を求める出願については、12月、及び
- (2) 工業意匠及び商標の登録出願については、6月

第264条 優先権主張の要件

前条の規定の適用上、先の出願の優先権を主張し、その出願日、提出された官庁及び出願番号を記載した宣言書を関連書類とともに提出しなければならない。

宣言書及び関連書類は、出願とともに若しくは別個に又は遅くとも、優先権が主張される出願の出願日から起算して次の延長不可能な期間内に提出しなければならない。

- (1) 発明又は実用新案特許の付与を求める出願の場合は、16月、及び
- (2) 工業意匠又は商標の登録出願の場合は、9月

同様に、発行当局の認証を受けた優先権が主張される出願の写し及び同当局によって発行された前記出願の出願日の証明書を提出しなければならない。

優先権の目的上、本条に規定されたものに加えて他の正規の手続は必要とされない。

第265条 優先権の喪失

前各条にいう期間を遵守しない場合又は書類を提出しない場合は、主張した優先権を喪失する結果となる。

第II章 発明特許

第266条 発明特許

特許制度は、産業的及び技術的發展並びに豊かな生活の実現を推進するための手段を構成する。

第I節 保護要件

第267条 保護を受けることができる主題

特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有することを条件として、製品であるか方法であるかを問わず、すべての技術分野におけるすべての発明に対して付与される。

伝統的知識は、保護を受けることができる主題とみなされない。

第268条 発明とみなされないもの

次のものは、発明とみなされない。

- (1) 科学的発見、原理及び理論並びに数学的方法
- (2) 生物の遺伝子、タンパク質、ゲノム又は生殖質を含む、自然界に存在する生物の全部又は一部、自然の生物学的プロセス、自然界に存在するか又は単離されている場合もある生物学的材料
- (3) 塩、エステル、エーテル、錯体、組合せ及びその他の誘導体を含む、物質の新規な形態
- (4) 多形、代謝物、純粋な形態、粒径及び異性体
- (5) 既知の物質の使用及び新規な特性若しくは新規な使用又は既知の方法、機械若しくは装置の利用
- (6) 生物多様性及び農業生物多様性を含む遺伝子資源それ自体
- (7) 著作権によって保護されている文学的及び芸術的著作物又はその他の著作物
- (8) 知的活動、遊戯又は経済的・商業的活動を実施するための計画、規則及び方法
- (9) コンピュータプログラム又はソフトウェアそれ自体、及び
- (10) 情報の提示の形態

第269条 新規性

発明は、それが技術水準に含まれない場合は、新規性を有するとみなされる。

技術水準は、特許出願の出願日又は該当する場合は承認された優先日前に、書面若しくは口頭での説明、利用、商業化又はその他の手段により、何れかの時期又は場所において公衆の利用に供されているすべてのものを含む。

新規性を決定する目的上に限り、知的権利に関する権限のある国内当局に係属中の特許出願であって、審査中の特許出願の出願日又は優先日前の出願日又は優先日を有するものの内容もまた、技術水準の範囲内にあるとみなされる。ただし、前記内容が、先の日付の出願が公開された時点又は第289条に規定された期間が経過した時点において先の日付の出願に含まれることを条件とする。

第270条 特許性の不開示

特許性を決定する目的上、出願日前1年以内又は優先日が主張されている場合は優先日前1年以内に行われた開示は考慮されない。ただし、前記開示の出所が次の通りであることを条件

とする。

- (1) 発明者又はその権利承継人
- (2) 統制する規則に違反して、発明者又はその権利承継人によって提出された特許出願の内容を公開した権限のある国内官庁
- (3) 発明者又はその承継人から直接又は間接に情報を取得した可能性がある第三者(公務員又は国家機関を含む)
- (4) 当局の命令
- (5) 発明者又はその権利承継人に対する明白な背信行為、及び
- (6) 出願人又はその権利承継人が公認の博覧会又は見本市において発明を開示したと思われるという事実又は学術又は研究の目的で、それらの者が開発を継続するために発明を公にする必要があったと思われる場合。この場合、利害関係を有する当事者は、出願の提出時に、発明が実際に開示されたことを記載した陳述書を提出し、対応する証明書を提出しなければならない。

第271条 進歩性

発明は、当該技術分野の熟練者にとって、前記発明が自明なもの又は明白に技術水準から得られるものではなく、かつ、相当な技術的支援も構成する場合は、進歩性を有するとみなされる。

当該技術分野の熟練者とは、発明の技術分野における学習及び経験から得られた資格を有する専門家又は専門家集団とする。

第272条 産業上の利用可能性

発明は、その主題が役務を含む生産活動において再現又は使用することができる場合、産業上の利用可能性を有するとみなされる。

第273条 特許を受けることができない発明

次のものは、特許を受けることができない。

- (1) 人若しくは動物の健康及び生命を保護するため、植物を保存するため又は環境若しくは生態系への重大な損害を回避するためを含め、公の秩序又は道徳を保護するために商業的利用を必然的に阻止しなければならない発明。この意味で、発明の商業的利用を禁止又は規制する法規定又は行政規定の存在のみにより当該発明が公の秩序又は道徳に反する、とはみなされない。
- (2) 人又は動物の処置のための診断方法、治療方法及び外科的方法
- (3) 植物及び動物並びに非生物学的又は微生物学的方法以外の植物又は動物を取得するための本質的に生物学的な方法
- (4) エクアドルにおいて研究されていない多形、代謝物、純粋な形態、粒径及び異性体の製品、及び
- (5) エクアドルにおいて研究されていない生物多様性及び農業生物多様性を含む遺伝子資源の製品

(1)の規定の適用上、とりわけ、次のものは、特許を受けることができない。

- (a) 人間をクローン化するための方法
- (b) 人体及びその遺伝的同一性
- (c) 工業的又は商業的目的でのヒト胚の使用，及び
- (d) 動物の遺伝的同一性を改変するための方法であって，人間又は動物に実質的な医学的利益を与えることなく苦痛をもたらすもの

第274条 第2の特許の対象とされない製品又は方法

第269条に従えば，既に特許が付与された技術水準に含まれる製品及び方法は，最初の特許に当初含まれていた用途とは異なる用途をクレームすることのみでは，新たな特許の対象とはならない。

第II節 所有者

第275条 特許所有者

特許による権利を取得する権原は，発明者に属する。この権原は，生存者間の行為によって移転することができ，死亡によって継承することができる。

特許所有者は，自然人又は法人とすることができる。

複数の者が一緒に1の発明をなした場合は，権利は，その全員及びその権利承継人に共同で帰属する。発明活動に寄与していない者，例えば，発明の遂行の援助を行ったにすぎない者などは，発明者又は共同発明者とみなされない。

複数の者が互いに独立して同一の発明をなした場合は，特許は，最初の出願をした者若しくは先の日付の優先権を主張した者又はその権利承継人に付与される。

第276条 教育及び研究センターにおける所有権，発明の利益及びロイヤルティの配分

高等教育機関又は公的研究機関において実施された研究又は学術活動中における発明の場合，所有権及び特許の利用から得られる利益の配分は，これらの機関と関係する発明者，例えば，教員，研究者又は学生との間で決定しなければならない。ただし，後者は，特許の所有権に対する価額の40パーセントを下回る割合を得てはならず，したがって，発明者は，その利用から得られるロイヤルティを受領するものとする。所有者は，合意があったときは，その権利をライセンス許諾し，又は移転することができる。

特許は，共同所有者が合意していることを条件として，第三者にライセンス許諾又は移転することができる。合意に到達しない場合は，知的権利に関する権限のある国内当局は，職権により又は当事者の請求により，本法に規定された強制ライセンスを付与することができる。

特許は，共同で又は全員を代表してその何れかの共同所有者が出願することができる。ただし，保護及び遵守，特許出願又は付与及びその後の実施並びに契約に関連する費用は，高等教育機関又は公的研究機関が負担しなければならない。

第277条 契約に従って発生した所有権

前条に含まれない場合については，契約に従って開発された発明に関する特許による権利を取得する権原は，別段の規定がない限り，依頼人又は雇用者に属する。ただし，発明者は，

特許所有権に対する価額の25パーセントを下回る割合を得てはならず、したがって、発明者は、その利用から得られるロイヤルティを受領する。合意があったときは、所有者は、その権利をライセンス許諾又は移転することができる。

労働契約が従業者に自らの発明活動の実施を要求しないが、雇用者の資源又は秘密情報を使用して発明を行った場合は、所有権は従業者に帰属するが、雇用者は、特許の非排他的な移転することができない無償のライセンスを享受する権利を有する。

労働契約が従業者に自らの発明活動の実施を要求せず、雇用者の資源又は秘密情報を使用することなく発明が行われた場合は、所有権は従業者に帰属する。

従業者又は請負人が発明プロセスに直接に関与していない場合は、所有権は、前記プロセスに関係する者のみに帰属する。

第278条 発明者の氏名表示権

発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有し又はこの記載に異議を申し立てることもできる。

第III節 特許出願

第279条 特許出願

発明特許を取得するための出願は、規則に規定された内容、要件及びその他の規則に従って、知的権利に関する権限のある国内当局に提出しなければならない。

第280条 特許明細書

明細書は、当該技術分野の熟練者が過度の実験を必要とすることなく発明を実施することができるように、十分に明確かつ完全でなければならない。明細書には、発明の名称を記載し、次の情報を含まなければならない。

- (1) 発明が関連する又は適用される技術分野
- (2) 発明の理解及び審査に有用であると思われる出願人が知っている先行技術並びに前記技術に関連する先行文献及び刊行物への言及
- (3) 先行技術に対する相違点及び最終的利点を記載した、技術的課題及び出願によって提供される解決手段の理解を可能とする表現による発明の説明
- (4) 図面の簡単な説明(ある場合)
- (5) 実施例及び図面の参照(関連する場合)を使用した、発明を遂行又は実施するための出願人が知っている最良の方法の説明
- (6) 明細書又は発明の性質から明白でない場合は、発明が産業上の利用可能性の条件を満たす方法の表示、及び
- (7) 出願人が出願日に発明を所有していた旨の表示

第281条 生物学的材料の寄託

発明が生物学的材料に関するものであり、それを明細書に十分に詳述することができない場合は、当該材料は、対応する規則に従って、知的権利に関する権限のある国内当局によって認可された寄託機関に寄託しなければならない。

寄託は、出願日又は該当する場合は優先権が主張される出願の出願日までになされなければならない。

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(1977年)に従って承認された国際当局又はこれらの目的で知的権利に関する権限のある国内当局によって承認された他の機関になされた寄託は、有効とする。これらの場合、明細書は、寄託機関の名称及び宛先、寄託日並びに当該機関によって割り当てられた寄託番号を含まなければならない。

生物学的材料の寄託は、特許を付与する目的上、第289条に規定された期間の満了日までに利害関係人が当該材料のサンプルを取得することができる条件の下で寄託がなされた場合に限り有効とする。

第282条 特許及び出所の開示

エクアドルが締約国である国際条約、本法及びその対応する規則の規定に従って、特許出願の主題が遺伝子資源及び関連する伝統的知識の使用を伴う場合は、出願人は、次の事項を通知しなければならない。

- (1) 当該資源又は関連する伝統的知識が取得された国、及び
- (2) 当該資源又は関連する伝統的知識が取得された起源(該当する場合は、機関に関する詳細を含む)

同様に、出願人は、国際的に認められた遺伝子資源へのアクセス又は関連する伝統的知識に関する法律の遵守の証明書の写しを提出しなければならない。国際的に認められた遵守の証明書が提供国において適用されない場合は、出願人は、遺伝子資源及び／又は関連する伝統的知識を提供する国、すなわち、当該資源の原産国又は生物多様性に関する条約及びエクアドルが締約国である他の国際条約に従って遺伝子資源若しくは関連する伝統的知識を取得した国の国内法によって要求される事前の具体化された同意及びアクセス並びに公正かつ衡平な利益の配分への適合に関する関連情報を提供しなければならない。

第283条 クレーム

クレームは、特許によって保護されるべき主題を定義する。クレームは、明確かつ簡潔でなければならない。明細書によって完全に裏付けられていなければならない。

クレームは、独立又は従属クレームとすることができる。クレームが他の先行クレームを引用することなく保護されるべき主題を定義する場合は、当該クレームは独立クレームとする。クレームが先行クレームを引用して保護されるべき主題を定義する場合は、当該クレームは従属クレームとする。2又はそれ以上の先行クレームを引用するクレームは、多項従属クレームとみなされる。

化学医薬品の群に関するクレームの場合は、明細書が、クレームされた群の要素を置換しても開示された同一の成果が得られることを証明しない場合、発明の各実施形態の再現を可能にするために行われた試行及び実験に関する十分な情報を提供しなければならない。

第284条 要約書

要約書は、特許出願に含まれる技術開示の概要からなる。発明が医薬品からなる場合は、その国際一般名(出願日に知られている場合)を明記しなければならない。

要約書は、技術情報のためにのみ使用され、特許によって付与される保護の範囲の解釈に影響

響を与えるものではない。

第285条 発明の単一性

特許出願は、1の発明又は単一の発明概念を構成するように互いに関連する一群の発明のみを含まなければならない。

第286条 故意の不実表示又は脱漏に対する罰則

願書又は発明の明細書における情報の不実表示，故意の脱漏，故意の曖昧さ又は故意の複雑化であって，知的権利に関する権限のある国内当局が特許出願の審査を行うことを不当に阻止し，若しくは妨げ，特許出願の審査において誤解を与え，又は発明を実施若しくは再現することを可能としないものは，影響を受ける第三者の損害賠償請求権に影響を与えることなく，出願の拒絶又は付与された特許の絶対的無効をもたらす。

第287条 出願の補正

職権により又は当事者の請求により，出願は，知的権利に関する権限のある国内当局が最初の行政決定を発令する前に，手続の何れの時点でも補正することができる。補正により，発明主題が修正されこと又は最初の出願に含まれていた開示に対応する保護が拡大されることはあってはならない。

同様に，重大な誤記の訂正を請求することができる。

加えて，出願人は，特許出願を分割若しくは併合し，又は該当する場合は実用新案に変更することができる。

第288条 参照

とりわけ，出願の審査，その公開，異議申立及び出願の付与又は拒絶に関する要件，期間及び手続は，関連規則により定められる。

第289条 ファイルの公開性

出願日又は該当する場合は主張されている優先日から起算して18月後に，ファイルは公開され，これを第三者が参照することができる。知的権利に関する権限のある国内当局は，公告媒体における出願の公開を命じなければならない。公開は，最初のクレーム及び該当する場合は必要な情報の抜粋を含まなければならない。

前段落の規定に拘らず，出願人は，方式審査が完了していることを条件として，いつでも，出願の公開を請求することができる。そのような場合，知的権利に関する権限のある国内当局は，その公開を命じなければならない。

第290条 ファイルの秘密性

公開がなされていない場合又は前条に定められた期間が経過していない場合は，ファイルは秘密とし，出願人の同意があったときのみ第三者が参照することができる。この規定は，出願がその公開前に放棄された場合にも適用される。

前段落に拘らず，特許の出願人が出願に由来する権利を自己に対して主張しようとしたことを証明する者は，出願人の同意がなくとも，公開前にファイルを参照することができる。

第V節 権利及び制限

第291条 特許登録の存続期間

特許は、出願日から起算して20年の存続期間を有する。出願日は、次の日とする。

- (1) 国内出願については、知的権利に関する権限のある国内当局によって証明された出願日
 - (2) 国際出願については、国際出願日、又は
 - (3) 条約に基づく優先権を主張する出願については、優先権が主張される出願の出願日
- 本条に定められた期間を延長する如何なる種類の名目又は形態の下においても、如何なる種類の追加的又は補完的な保護は存在しない。

第292条 保護の範囲

特許によって付与される保護の範囲は、クレームの内容によって決定される。明細書、設計図又は図面、生物学的材料及び知的権利に関する権限のある国内当局に寄託されたその他の要素は、クレームの解釈のために使用される。

第293条 特許所有者の権利

特許は、その所有者に対し、第三者が所有者の同意なしに次の何れかの行為をなすことを排除する権利を付与する。

- (1) 特許が製品をクレームする場合は、
 - (a) 製品を製造すること
 - (b) 製品の販売の申出をし、販売し、若しくは使用すること又は製品をそれらの何れかの目的で輸入すること、及び
- (2) 特許が方法をクレームする場合は、
 - (a) 方法を使用すること、又は
 - (b) 方法により直接に取得された製品に関して(1)にいう何れかの行為を行うこと

第294条 特許所有者の権利の制限

特許所有者は、次の何れかの場合は、前条に定める権利を行使することができない。

- (1) 私的状況において非商業的規模で行われる行為
- (2) 特許付与された発明の主題に関して実験の目的で行われる行為
- (3) 教育又は科学的若しくは学術的研究の目的で行われる行為
- (4) 工業所有権に関するパリ条約第5条にいう行為
- (5) 特許が複製可能な生物学的材料を保護する場合において、当該材料を生存能力のある新たな材料を取得するための最初の基礎として使用すること。ただし、前記取得が特許付与された主題の反復使用を必要とする場合はこの限りでない。及び
- (6) 特許付与された発明の試験、実施、製造又は販売に関連する行為であって、エクアドル又は他国における製品(医薬及び農業化学品を含む)の製造、使用又は販売の承認のため並びに特許満了日後に販売される製品を製造するために必要な情報の作成及び提出のみを目的とする行為。

第295条 権利の消尽

特許は、特許によって保護されている製品に関して、当該製品が所有者、ライセンシー、所

有者若しくはライセンシーに経済的に関連する者又はその他の認可された者の同意を得て何れかの国の市場に導入された後に、第三者が商業活動を行うことを排除する権利を与えるものではない。

上記段落の適用上、特許の利用に関して両者の一方の者が他方の者に対して直接又は間接に決定的な影響を及ぼすことができる場合又は第三者が両者に対してかかる影響を及ぼすことができる場合、両者は経済的に関連するとみなされる。

特許が複製可能な生物学的材料を保護する場合は、特許は、第1段落に従って市場に導入された材料の複製、繁殖又は増殖によって取得された生物学的材料には及ばない。ただし、材料をそれが市場に導入された目的で使用するために複製、繁殖又は増殖が必要であったこと及び当該使用から得られた材料が繁殖又は増殖の目的で使用されないことを条件とする。

第296条 先使用者

本章に規定された特許の無効に関する規定に影響を与えることなく、特許によって与えられる権利は、善意で、付与された特許の優先日又は出願日前に、既に発明を実施及び利用し、又は当該実施のために有効かつ真摯な準備をしていた第三者に対しては効力を有さない。そのような場合、その者は、発明の実施又は利用を、開始又は継続する権利を有するが、この権利は、当該実施又は利用が行われる組織又は会社とともにのみ譲渡及び移転される。

第297条 移転

付与された特許又は係属中の出願は、生存者間の行為又は承継によって移転される。

付与された特許又は係属中の出願の移転は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならない。当該法的取引は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときに完了し、効力を生じる。

登録の目的上、移転は、書面形式でなければならない。

利害関係人は、移転の登録を申請しなければならない。

第298条 ライセンスの付与

付与された特許又は係属中の出願は、対応する発明の利用のための1又はそれ以上の第三者へのライセンスの対象とされる。

付与された特許又は係属中の出願の利用のためのライセンスは、知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならない。知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときから効力を生じる。

利害関係人は、ライセンスの登録を申請しなければならない。

ライセンスの有効期間中に特許所有者の名称又は宛先に関する変更があった場合は、登録所有者は、その登録を知的権利に関する権限のある国内当局に申請しなければならない。

そうでなければ、登録に含まれる情報に従ってなされた如何なる通知も、有効とみなされる。

サブライセンスは、権利の所有者からの明示の認可を必要とする。

第299条 移転又はライセンス契約の登録

知的権利に関する権限のある国内当局は、特許を移転し、又はその利用のためのライセンス

を付与する契約であって、外国資本の取扱い並びに商標、特許、ライセンス及びロイヤルティに関する共通制度の規定を満たさないもの又は公正な競争を制限する商慣行若しくは不正競争に関する共同体若しくは国内の規定を満たさないものを登録してはならない。そうでなければ、該当する場合は、市場支配力の規制及び管理に関する基本法及び同法に規定された罰則が適用される。

第VI節 登録後の行為

第300条 登録の訂正

付与された特許の所有者は、所有者、その代理人又は代表者の名称、宛先、住所又はその他のデータの変更を知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならない。そうでなければ、登録に含まれる情報に従ってなされた如何なる通知も、有効とみなされる。

第301条 クレームの訂正

特許所有者は、1又はそれ以上のクレームの範囲を制限するための特許の訂正を知的権利に関する権限のある国内当局に請求することができる。同様に、特許所有者は、特許証における重大な誤記の訂正を請求することができる。

第VII節 放棄

第302条 放棄

特許所有者は、知的権利に関する権限のある国内当局あての陳述書によって、特許の1若しくはそれ以上のクレーム又は特許の全体を放棄することができる。放棄は、対応する陳述書の受領日から効力を生じる。

第VIII節 特許の無効

第303条 特許の絶対的無効

知的権利に関する権限のある国内当局は、次の場合は、職権により又は正当な利害関係を有する者の請求により、いつでも、特許の絶対的無効を宣言しなければならない。

- (1) 特許の主題が発明を構成しない場合
- (2) 特許が特許を受けることができない発明に対して付与された場合
- (3) 発明が特許性要件を遵守していない場合
- (4) 特許が発明を十分に開示していない場合
- (5) 特許に含まれるクレームが明細書によって十分に裏付けられていない場合
- (6) 付与された特許が最初の出願よりも広い範囲の開示を含み、それにより、保護が拡大されることになる場合
- (7) 該当する場合は、特許が求められる製品又は方法が、エクアドルが原産国である遺伝子資源又は派生製品を用いて生産又は開発された場合において、アクセス契約の写しが提出されていないとき
- (8) 該当する場合は、保護が請求される製品又は方法が、エクアドル又はアンデス共同体の

加盟国の何れかが原産国である伝統的知識に基づいて生産又は開発された場合において、先住民、アフリカ系アメリカ人又はエクアドルの地域のコミュニティの伝統的知識のライセンス許諾又は使用の認可を証明する書類の写しが提出されていないとき

- (9) 特許が第282条に違反して付与された場合
- (10) 特許が第286条に違反して付与された場合
- (11) 行政行為に関する法律が定める絶対的無効の事由が成立した場合
- (12) 特許がその付与に実質的につながった他の法律違反に基づいて付与された場合

上記の場合が複数のクレームの1又はクレームの一部にのみ影響を与える場合は、当該クレーム又はクレームの当該部分のうち適切なものに関してのみ無効が宣言される。

無効と宣言された特許、クレーム又はクレームの部分は、特許出願の出願日から無効とみなされる。

第304条 相対的無効

前条に従って絶対的無効をもたらさない瑕疵によって影響を受ける行政行為は、相対的無効によって影響を受ける。これらの場合、知的権利に関する権限のある国内当局は、特許付与日から起算してその後5年以内に当該無効を宣言することができる。

第305条 権利の欠如による無効訴訟

知的権利に関する権限のある国内当局は、特許がそれを取得する権利を有さない者に付与された場合は、特許の無効を宣言することができる。無効訴訟は、特許を取得する権利が属する者によってのみ提起される。この訴訟は、特許付与日から起算して5年又は権利が属する者が国内における発明の利用に気付いた日から起算して2年の何れか早く満了する期間で時効になる。

第306条 通知並びに意見書及び証拠の提出

無効の事案においては、当事者に通知して、自らが適切と認める意見書及び証拠を提出することができるようにしなければならない。

特許の無効を決定するのに必要な場合は、特許所有者に対し、手続の主題である特許に関する第300条にいう書類の1又はそれ以上の提出を請求することができる。

第307条 意見書及び証拠の提出期間

前条にいう意見書及び証拠は、通知後2月以内に提出しなければならない。この期間の満了前に、何れの当事者も、さらに2月の延長を請求することができる。

本条にいう期間が満了したときは、知的権利に関する権限のある国内当局は、特許の無効を決定し、これを決定書により当事者に通知しなければならない。

第308条 損害賠償

上記の訴訟は、損害賠償を申請する者に影響を与えるものではない。

第309条 特許の失効及び猶予期間

特許又は該当する場合は特許出願の効力を維持するためには、知的権利に関する権限のある国内当局が定める対応する年金を納付しなければならない。年金は、事前に納付することができる。

各年金の期日は、第291条に従う出願日が属する月の末日とする。2又はそれ以上の年数分の年金を事前に納付することができる。

年金は、対応する年度の開始日から起算して6月の猶予期間内に、対応する追徴金の納付とともに納付することができる。猶予期間中、特許又は特許出願は、完全に有効である。

本条に従って年金を納付しない場合は、特許又は特許出願は法律上当然に失効する。

第X節 強制ライセンス制度

第310条 不使用による強制ライセンスの付与

特許の付与から起算して3年又はその出願から起算して4年の何れか長い方の期間が満了したときは、知的権利に関する権限のある国内当局は、利害関係を有する当事者の請求により、主として特許の対象である製品の工業生産又は特許付与された方法の完全な使用のために、強制ライセンスを付与しなければならない。ただし、請求時に、特許が利用に供されていないかかった場合又は利用が1年を超えて停止されていた場合に限る。

不使用とは、製品が製造されないか若しくは不完全に製造されること又はさらに、特許付与された方法が得られた成果物の市場の需要を満たすのに十分な流通及び商業化とともに完全に使用されないことにより、エクアドルの領域において特許の主題が利用されないことを意味する。

特許所有者が、その不作為を法律若しくは規則によって課せられた制限によって又は不可抗力若しくは偶発事象の理由により弁明した場合は、強制ライセンスは付与されない。

第311条 強制ライセンスの通知及び範囲

前条にいう強制ライセンスの付与は、特許所有者に事前に通知して進められ、所有者が便宜と認める場合は、その後60日以内に、意見書を提出することができるようにしなければならない。

知的権利に関する権限のある国内当局は、特に付与期間、ライセンスの主題、経済的補償の額及び条件を明記して、ライセンスの範囲を定めなければならない。この補償は、各場合に関する事情の下で、特に認可の経済価値を考慮して、適切でなければならない。

第312条 強制ライセンスの条件の修正

知的権利に関する権限のある国内当局は、新たな事実によって正当化される場合、特に、特許所有者が強制ライセンスに定められた条件よりも有利な条件で他のライセンスを付与した場合は、特許所有者又はライセンシーの請求により、強制ライセンスの条件を修正することができる。

第313条 ライセンシーの義務

ライセンシーは、ライセンス付与日から起算して3年の期間内に、発明を利用する義務を負

う。ただし、十分に弁明された不可抗力又は偶発事象の理由による不作為の場合を除くものとし、この間、付与期間はライセンシーのために停止される。そうでなければ、特許所有者の請求により、知的権利に関する権限のある国内当局は、強制ライセンスを取り消さなければならない。

第314条 公共の利益の理由により付与される強制ライセンスの宣言及び範囲

公共の利益、非常事態又は国の安全の理由の存在を行政令又は閣僚決定によって事前に宣言して、また、これらの理由が存続する限りにおいて、国は、いつでも、特許所有者との事前の交渉なしに、政府機関又は契約者による特許付与された発明の非商業的な公的使用を命じ、又は特許を強制ライセンスの対象としなければならない。知的権利に関する権限のある国内当局は、本節の規定に従って補償されるべき特許所有者の権利に影響を与えることなく、請求されたライセンスを付与しなければならない。合理的に可能な場合は、特許所有者に通知しなければならない。

第319条の規定に影響を与えることなく、強制ライセンスの付与の決定は、特に付与期間、ライセンスの主題、ロイヤルティの額及び支払条件を明記して、その範囲を定めなければならない。

公共の利益の理由による強制ライセンスの付与は、特許所有者が特許の利用を継続する権利を妨げるものではない。

第315条 反競争的慣行による強制ライセンス

職権により又は当事者の請求により、知的権利に関する権限のある国内当局は、競争保護に関する権限のある国内当局によって対応する規則に反すると宣言された慣行がある場合、特に、当該慣行が特許所有者による市場における支配的地位の濫用を構成する場合は、強制ライセンスを付与しなければならない。

これらの場合、特許所有者の利益のための報酬の額を決定するためには、反競争的慣行を正す必要性を考慮に入れなければならない。

第316条 従属性による強制ライセンス

知的権利に関する権限のある国内当局は、ライセンスが第2の特許の所有者によって申請され、第2の特許の利用が第1の特許の使用を必然的に必要とする場合はいつでも、ライセンスを付与しなければならない。第319条の規定に影響を与えることなく、前記ライセンスは、次のことを条件とする。

- (1) 第2の特許においてクレームされた発明は、第1の特許においてクレームされた発明に対して相当の経済的重要性を有する重要な技術的利点を含まなければならない。
- (2) 第1の特許の所有者は、合理的な条件で第2の特許においてクレームされた発明を利用するためのクロスライセンスを受ける権利を有する。及び
- (3) 第1の特許のライセンスは、第2の特許の移転を伴わずに移転してはならない。

第317条 植物品種の所有者への強制ライセンス

植物品種の育成者は、発明特許から生じる権利を侵害することなしには育成者証明書を利用できないと思われる場合は、当該証明書の対象である品種を利用するために必要な限りにお

いて、当該特許に関する強制ライセンスを請求することができる。

この場合、特許所有者は、特許付与された発明を利用するために必要な限りにおいて、保護された品種を使用するための相互の強制ライセンスを受ける権利を有する。

付与される強制ライセンスは、利用がライセンスを必要とする証明書又は特許とともにのみ移転される。

第318条 合意の欠如による強制ライセンス

合意の欠如による強制ライセンスの付与—第276条に規定された場合については、知的権利に関する権限のある国内当局は、申請時に特許の共同所有者が自発的ライセンスの条件に合意していない場合は、正当な利害関係を有する当事者の請求により、主として特許の対象である製品の工業生産又は特許付与された方法の完全な使用のために、強制ライセンスを付与しなければならない。

合意の欠如による強制ライセンスの請求は、特許の付与から6月又はその出願から1年が経過する前に提出してはならない。

申請人が、自発的ライセンスの付与を申請したが、共同所有者の合意の欠如により付与されなかった旨及び自発的にライセンスの付与を取得するために合理的な努力をした旨を弁明しない場合は、強制ライセンスは付与されない。

第319条 強制ライセンスの付与条件

本節に基づいて規制される強制ライセンスの付与及び非商業的な公的使用は、次のことを条件とする。

(1) 第310条、第316条及び第317条に基づいて強制ライセンスが請求される場合は、潜在的ライセンシーは、権利所有者から合理的な商業的条件で認可を取得しようとして試みたこと及び特許所有者が判断をすることができるのに十分な条件を含んだ公式な申請から起算して4月以上の期間内に、これらの試みに応答がなかったか又はその試みが拒絶されたことを証明しなければならない。国家非常事態若しくはその他の極度の緊急事態の場合又は非商業的な公的使用の場合において、合理的に可能なときは、知的所有権の所有者に通知しなければならない。

(2) 強制ライセンスは、排他的であってはならず、サブライセンスは付与されない。強制ライセンスは、会社又はその無形資産の産業上の利用を可能とする部分とともにのみ移転され、移転は、書面で、知的権利に関する権限のある当局に登録しなければならない。

(3) 強制ライセンスは、主として地域市場への供給のために付与される。ただし、2003年8月30日付けの世界貿易機関の決定又はそれに代わる規則に従う医薬品の輸出が関係する場合を除き、競争保護に関する権限のある当局によって対応する規則に反すると宣言された慣行が関係する場合を除く。

(4) 第315条の規定に影響を与えることなく、ライセンシーは、ライセンス又は非商業的な公的使用の経済価値を考慮に入れて、特許所有者の利益のための各場合にに応じて適切な報酬を承認しなければならない。ライセンスの付与又は非商業的な公的使用に関する知的権利に関する権限のある当局の決定が特許所有者に通知されたときから30日の期間の後に、当事者間の合意がない場合は、報酬は、当該当局によって決定される。

(5) 強制ライセンスは、それを生じさせた事情がなくなり、再発する可能性が低い場合は、

特許所有者の理由を付した請求により、特許の使用を認可された者の適切な保護を条件として、取り消すことができる。権限のある当局は、正当な申請があったときは、当該事情が依然として存在するか否かを決定する権限を有する。

(6) 強制ライセンスの範囲及び期間は、ライセンスが付与される目的に応じて制限される。
また

(7) 半導体技術を保護する発明特許については、強制ライセンスは、非商業的な公的使用のため又は競争保護に関する権限のある当局によって対応する規則に反すると宣言された慣行を是正し、若しくは正すためにのみ認可される。

第320条 強制ライセンスに対する異議申立

本節に従って付与された強制ライセンス又は非商業的な公的使用に対する異議申立は、利用を阻止するもの又は進行中の条件及び期限に影響を及ぼすものではない。その申立は、特許所有者が、一方で、未請求の項目において、知的権利に関する権限のある国内当局が定める経済的補償を受けることを阻止するものではない。

第III章 実用新案

第321条 実用新案として保護を受けることができる主題

実用新案特許は、装置、道具、機器、機構若しくはその他の物又はその何れかの部分のすべての新規な形態、構成又は要素の配置であって、それを組み込んだ物のより良好な又は異なる操作、使用又は製造を可能とし、又はそれが以前に有していなかった実用性、利点又は技術的効果を提供するものに付与される。

第322条 実用新案として保護を受けることができない主題

方法は、実用新案として保護を付与することができず、発明特許としての保護から除外される主題もまた同様である。

彫刻、建築作品、絵画、版画、印刷物又は純粹に美的性質を有するその他の物もまた、実用新案とみなされない。

第323条 特許出願の形態の変更

実用新案特許の出願人は、当初の出願の主題が許容する限りにおいて、その出願を発明特許又は工業意匠登録の出願とするよう請求することができる。

第324条 実用新案特許に適用される規定

発明特許に関する規定は、該当する場合は、実用新案特許に適用される。ただし、手続の期間及び期限に関する規定を除くものとし、これらは対応する規則に従って半減される。上記に拘らず、第289条に定められた期間は、12月とする。

第325条 実用新案の保護期間

実用新案の保護期間は、第291条に従う特許出願の出願日から起算して10年とする。

第IV章 集積回路の回路配置

第I節 保護要件

第326条 回路配置の独創性

回路配置は、それが独創性を有する場合に保護される。回路配置は、それがその創作者の知的努力の成果であり、かつ、その創作時に回路配置の創作者及び集積回路の製造者の間で一般的でない場合は、独創性を有するとみなされる。

一般的な素子又は相互接続の組合せからなる回路配置は、当該組合せが全体として前段落にいう条件を満たす場合に限り保護される。

第II節 所有者

第327条 所有権

集積回路の回路配置の登録による権利を取得する権限は、その創作者に帰属する。この権限は、生存者間の行為又は承継によって移転することができる。

回路配置が2又はそれ以上の者によって一緒に創作された場合は、登録の権利は、それらの者に共同で帰属する。

第328条 教育及び研究センターにおいて開発された集積回路の回路配置の所有権及び利益の配分

回路配置が第276条にいう研究又は活動中に創作された場合は、同条が適用される。

第329条 契約に従って開発された集積回路の回路配置の所有権

回路配置が業務契約に従って又は労働関係の下で創作された場合は、第277条が適用される。

第III節 出願

第330条 出願期間

回路配置が世界の何れかの場所で商業的に利用された場合は、登録出願は、回路配置が最初に商業的に利用された日から起算して2年の期間内に提出しなければならない。出願が期間満了後に提出された場合は、登録は拒絶される。

第IV節 出願手続

第331条 登録手続

集積回路の回路配置に関する権利を取得するための出願は、規則に規定された内容、要件及びその他の規則に従って、知的権利に関する権限のある国内当局に提出しなければならない。

同様に、とりわけ、出願審査、その公開、異議申立及び出願の付与又は拒絶に関する要件、期間及び手続は、対応する規則により定められる。

第V節 権利及び制限

第332条 回路配置の保護期間

登録された回路配置の保護期間は、次のうち最先の日から起算して10年とする。

- (1) 世界の何れかの場所で最初の商業的利用がなされた日
- (2) 登録出願が提出された日

登録された回路配置の保護は、何れの場合も、回路配置が創作された年の末日から起算して15年の期間の満了時に失効する。

第333条 保護の独立性

登録された回路配置の保護は、登録された回路配置を組み込んだ集積回路が装置に組み込まれているか否かに拘らず、また、回路配置が集積回路に組み込まれているか否かに拘らず、適用される。

第334条 登録の所有者の権利

集積回路の回路配置の取得は、その所有者に対し、第三者が所有者に知らせることなく商業的目的で次の何れかの行為をなすことを阻止する権利を付与する。

- (1) 第326条に従う独創性条件を遵守している保護された回路配置の全部又は一部を、集積回路に組み込むことによって又はその他の方法により複製すること
- (2) 保護された回路配置又は当該回路配置を組み込んだ集積回路を組み込み、販売し、又は何らかの方法で流通させること、又は
- (3) 保護された集積回路が組み込まれた装置を輸入し、販売し、又は何らかの方法で流通させること。ただし、当該装置が、非合法的に複製された回路配置を引き続き含む範囲に限られる。

第335条 保護の範囲

取得によって認められる行使は、回路配置自体のみに関するものであり、回路配置にコード化され、又は組み込まれた思想、アルゴリズム、概念、プロセス、システム、技術又は情報を含まない。

第336条 所有者の権利の制限

回路配置の取得は、次の行為を阻止する権利を付与するものではない。

- (1) 私的状況において非商業的目的で行われる行為
- (2) 評価、分析又は実験の目的で行われる行為
- (3) 専ら教育又は科学的若しくは学術的研究の目的で行われる行為、及び
- (4) 工業所有権の保護に関するパリ条約第5条にいう行為

第337条 権利の消尽

回路配置の取得は、保護された回路配置、当該回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を含む装置に関して、それらが何れかの国の市場に導入された後に、第三者が商業活動を行うことを阻止する権利を与えるものではない。

第338条 評価により創作された第2の回路配置

第1の回路配置の登録の所有者は、第三者が、第1の保護された回路配置の評価又は分析により第三者が創作した第2の回路配置に関連する工業的又は商業的利用行為を行うことを阻止してはならない。ただし、そのように創作された第2の回路配置が第326条に従う独創性条件を遵守していることを条件とする。所有者はまた、そのように創作された第2の回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ装置に関するそれらの行為も阻止してはならない。

第339条 独立した創作

回路配置の登録の所有者は、同一であっても第三者が独立して創作した他の独創性を有する回路配置に関して、第三者が第334条にいう行為を行うことを阻止してはならない。

第340条 権利の不侵害

非合法的に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を含む装置に関して第334条にいう何れかの行為を行うことは、当該行為を行う又は命じる者が、集積回路又は当該集積回路を組み込んだ装置の取得によって、当該回路配置が非合法的に複製されたことに気付かなかったことを証明した場合は、登録された回路配置に関する権利の侵害とはみなされない。その者は、回路配置の非合法性について十分な通知を受領した時点から、まだ在庫のある又は事前に注文した製品に関して当該行為を引き続き行うことができる。ただし、登録の所有者の請求により、その者は、所有者に対し、契約によるライセンスについて支払うべき額に基づく合理的なロイヤルティに相当する補償を支払わなければならない。

第341条 集積回路の回路配置の登録出願及び登録に関する執行及び手続

第297条から第299条までの規定は、集積回路の回路配置の登録出願及び集積回路の回路配置の登録に適用される。

第VI節 登録の無効

第342条 絶対的無効

知的権利に関する権限のある国内当局は、次の場合は、職権により又は正当な利害関係を有する当事者の請求により、いつでも、回路配置登録の絶対的無効を宣言しなければならない。

- (1) 登録の主題が回路配置を構成しない場合
- (2) 登録が第326条に規定された保護の要件を遵守していない場合
- (3) 登録が第330条に定められた期間の満了後に出願された回路配置に対して付与された場合、及び
- (4) 行政行為に関する国内法に定められた絶対的無効の事由が成立した場合

上記の場合が登録された回路配置の一部にのみ影響を与える場合は、当該部分に関してのみ無効が宣言され、その他の部分については、登録は効力を有したままとする。ただし、その他の部分が全体として第326条に規定された独創性の要件を遵守していることを条件とする。

第343条 回路配置登録の無効を宣言するための手続

第304条から第307条までは、回路配置登録の無効に適用される。

第VII節 ライセンス制度

第344条 強制ライセンス

利用の欠如により又は公共の利益の理由、特に、国家非常事態、公衆衛生若しくは国の安全により又は反競争慣行を是正するために、知的権利に関する権限のある国内当局は、いつでも、利害関係を有する当事者又は権限のある国内当局の請求により、次のことを命じることができる。

- (1) 政府機関又はこの目的で指定された公法若しくは私法上の1若しくはそれ以上の者が、登録された回路配置を使用し、又は工業的若しくは商業的に利用すること、又は
- (2) 当該回路配置を1又はそれ以上の強制ライセンスの付与が可能な状態のままとすること。この場合、知的権利に関する権限のある国内当局は、定められた条件に従うことを条件として、当該ライセンスを請求する者に付与しなければならない。

適切な場合は、発明特許に関する強制ライセンスについて定められた条件が、回路配置に関する強制ライセンスの付与に適用される。

第V章 工業意匠

第I節 保護要件

第345条 保護を受けることができる事項

物品の特定の外観であつて、前記物品の用途又は目的を変更することなく、一連の線若しくは色彩の組合せ又は平面的若しくは立体的外形、線、輪郭、構成、織り方若しくは材料から生じるものは、工業意匠とみなされる。

第346条 保護要件

工業意匠は、新規性を有することを条件として取得される。

工業意匠は、出願日又は有効に主張された優先日前に、その説明、使用、取引により又はその他の手段によって、何れかの場所又は時期において公衆の利用に供されたと思われる場合は、新規性を有するとはみなされない。

工業意匠は、それが先行実施形態に対して二次的な相違点を提示するという事実のみにより又はそれが前記実施形態以外の他の分類の物品に関するものであることを理由として、新規性を有するとはみなされない。

第347条 保護を受けることができない主題

次のものは、登録を受けることができない。

(1) 道徳又は公の秩序を保護するために商業的利用を必然的に阻止しなければならない工業意匠。これらの目的上、工業意匠の商業的利用は、当該利用を禁止又は規制する法規定又は行政規定の存在のみによって、道徳又は公の秩序に反するとはみなされない。

(2) 技術的秩序の考慮によって又は技術的機能を果たすために本質的に決定付けられた外観を有し、創作者の任意の寄与を包含しない工業意匠

(3) 意匠を組み込んだ物品を機械的に組み立てること又は当該物品が一部をなす他の物品に接続することを可能にするために厳密な複製が必要であった形態のみからなる工業意匠。この禁止は、意匠が物品の組立若しくは複数の接続又はモジュラーシステム内の接続を可能とすることを意図した形態にある物品の場合には適用されない。及び

(4) 記号、符号、図形、文字を含む、とりわけ、先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域のコミュニティの文化又は伝統的知識の表現を構成する工業意匠

第II節 所有者

第348条 所有権

工業意匠を取得する権利は、創作者に属する。この権利は、生存者間の行為又は承継によって移転することができる。

登録所有者は、自然人又は法人とすることができる。

複数の者が一緒に1の工業意匠を創作した場合は、登録の権利は、その全員に共同で帰属する。

複数の者が互いに独立して同一の工業意匠を創作した場合は、取得は、対応する出願を最初に提出した者若しくは最先の優先日を援用した者又はその権利承継人に付与される。

第349条 高等教育機関及び教育センターにおいて創作された工業意匠の権利の所有者
意匠が第276条にいう研究又は活動の過程で創作された場合は、同条が適用される。

第350条 契約に従って創作された工業意匠

意匠が業務契約に従って又は労働関係の下で創作された場合は、第277条が適用される。

第III節 登録出願

第351条 登録手続

工業意匠を取得するための出願は、規則が規定する内容、要件及びその他の規則に従って、知的権利に関する権限のある国内当局に提出しなければならない。同様に、本法の規則において、とりわけ、出願の審査、その公開、異議申立及び出願の付与又は拒絶に関する要件、期限及び手続は、本法の規則に定められる。

第IV節 権利及び制限

第352条 工業意匠登録の存続期間

工業意匠登録は、出願日から起算して10年の存続期間を有する。出願日は、次の日とする。

- (1) 国内出願の場合は、知的権利に関する権限のある国内当局によって証明された出願日、又は
- (2) 条約に基づく優先権を主張する出願の場合は、優先権が主張される出願の出願日

第353条 工業意匠の所有者の権利

工業意匠の取得は、その所有者に対し、所有者の同意を得ない第三者が工業意匠を組み込み、又は複製した物品を商業的目的で製造し、販売し、又は輸入することを阻止する権利を与える。

登録はまた、保護された意匠に対して二次的な相違点のみを提示する意匠を有するか又は類似の外観を有する物品を商業的目的で製造し、販売し、又は輸入する第三者に対抗する権利を与える。

第354条 行使の範囲

工業意匠登録によって認められる行使は、技術的性質の考慮によって又は技術的機能を果たすために本質的に決定付けられた意匠の要素又は特徴であって、創作者の任意の寄与を意味しないものには及ばない。

工業意匠登録によって認められる行使は、意匠を組み込んだ物品を機械的に組み立てること又は当該物品が一部をなす他の物品に接続することを可能とするために厳密な複製が必要である要素又は特徴を含まない。この制限は、意匠が物品の組立若しくは複数の接続又はモジュラーシステム内の接続を可能とすることを意図した形態にある物品の場合には適用されない。

第355条 権利の消尽

工業意匠の取得は、当該意匠を組み込み、又は複製した物品に関して、当該製品が所有者、ライセンシー、所有者若しくはライセンシーに経済的に関連する者又はその他の認可された者の同意を得て何れかの国の商業に導入された後に、第三者が商業行為を行うことを阻止する権利を与えるものではない。

前段落の適用上、工業意匠の利用に関して一方の者が他方の者に対して直接又は間接に決定的な影響を及ぼすことができる場合又は第三者が両者に対してかかる影響を及ぼすことができる場合は、二者は経済的に関係すると理解される。

第V節 登録の無効

第356条 絶対的無効

知的権利に関する権限のある国内当局は、次の場合は、職権により又は正当な利害関係を証明する当事者の請求により、いつでも、工業意匠登録の絶対的無効を宣言しなければならない。

- (1) 登録の対象が工業意匠を構成しない場合
- (2) 工業意匠が保護要件を満たさない場合
- (3) 登録が工業意匠としての保護から除外される事項に対して付与されたと思われる場合、及び
- (4) 行政行為に関する国内法が定める絶対的無効の事由が成立した場合

第357条 無効に適用される手続

工業意匠登録の無効に関しては、第304条から第307条までが適用される。

第VI節 参照

第358条 工業意匠に適用される規定

第270条、第287条、第294条(1)、(2)、(3)及び(4)、第297条、第298条、第299条並びに第300条の規定は、工業意匠に適用される。

第VI章 商標

第I節 保護要件

第359条 商標登録

商標とは、市場において商品又は役務を識別するのに適した標章と理解される。図的表現が可能な標章は、商標として登録することができる。

商標が適用されるべき商品又は役務の性質は、如何なる場合にも、その登録の妨げにはならない。

次の標章又は手段は、特に、商標を構成することができる。

- (1) 単語又は単語の組合せ
- (2) 画像、図形、符号、グラフィック、ロゴ、モノグラム、肖像画、ラベル、記章及びバッジ
- (3) 音、匂い及び味
- (4) 文字及び数字
- (5) 形状によって区切られた色彩又は色彩の組合せ
- (6) 商品、その容器又は包装の形状
- (7) 触覚によって知覚可能な凹凸及び質感
- (8) アニメーション、ジェスチャー及び一連の動き
- (9) ホログラム、及び
- (10) 前各項に示された標章又は手段の何れかの組合せ

公共部門の機関を特定する商標は、対応する規則の規定に従って、国又は地域のうち適切なものの認知的及び文化的独自性を反映しなければならない。これらの商標を変更する決定は、当該最高機関の理由を付した決定書によりなされなければならない。地方分権自治政府の場合は、それぞれの議会の承認を得ることが必要である。

国又は地域の認知的及び文化的独自性は、様々な側面の中でも、旗章の色、バッジ、国又は地域の記章を適切に考慮しなければならない。

第360条 商標登録に関する絶対的禁止事項

次の標章は、商標として登録することができない。

- (1) 前条第1段落に従って商標を構成することができない標章
- (2) 識別性に欠ける標章
- (3) 商品若しくはその包装の通常の状態又は前記の関連する商品若しくは役務の性質若しくは機能によって課せられた状態若しくは特徴、のみからなる標章
- (4) 標章が適用される商品若しくは役務に機能的若しくは技術的利点を与える状態又はその他の要素のみからなる標章
- (5) 商品又は役務に言及する称賛的表現を含め、記号若しくは表示が使用されるべき商品若しくは役務の品質、数量、用途、価格、地理的出所、生産時期又はその他のデータ、特徴若しくは情報を説明するために商取引において使用することができる記号又は表示のみからなる標章
- (6) 関連する商品若しくは役務の一般的若しくは技術的名称である記号又は表示のみからなる

る標章

(7) 国の日常言語又は用法で、関連する商品若しくは役務の普通の若しくは通常の名義のみからなるか又はかかる名義となった標章

(8) 特定の形態によって区切られることなく、単独で考えられた色彩からなる標章

(9) 特に関連する商品若しくは役務の地理的出所、性質、製造方法、特徴、品質又は使用への適合性に関して、商業的媒体又は公衆に誤解を与える虞がある標章

(10) 同一の商品について又は異なる商品について、保護された地理的表示を複製し、模倣し又は含む標章。ただし、その使用が、地理的表示との混同又は連想の危険性をもたらす虞がある場合又はその知名度の高さを不正使用することになる場合に限る。

(11) ぶどう酒及び蒸留酒の保護された地理的表示を含む標章

(12) 権限のある当局からの許可なしに、商標として又は言及される商標の要素として、国の名義、紋章、旗章並びに記章及び紋章学的観点からの模倣品又は国際機関の紋章、旗章並びにその他の記章、頭字語若しくは名義を複製若しくは模倣した標章。ただし、これらの標章は、出願人と国又は機関との間の関係の存在に関して混同を招かない場合は、登録することができる。

(13) 権限のある当局からの許可なしに、商標として又は言及される商標の要素として、国によって採用された監督用若しくは証明用の記号、刻印又は公の印章を複製若しくは模倣した標章。ただし、その使用が混同又は連想の危険性をもたらす虞がある場合に限る。

(14) 国及び地方政府の名義若しくはその公のシンボル、機関、組織及び公的機関の名義並びに頭字語若しくはその公のシンボル又は国家ブランドを構成する標章を複製若しくは模倣した標章。ただし、その登録が権限のある当局によって請求された場合はこの限りでない。

(15) 技術基準に従う標章を複製又は模倣した標章。ただし、その登録が国の基準及び品質における権限のある国内機関によって請求された場合はこの限りでない。

(16) エクアドル又は何れかの国の領域において適法に流通している硬貨、紙幣、証券若しくはその他の取引書類又は証紙、切手、印紙若しくは納税印紙全般を複製した標章

(17) 国内外において保護されている植物品種の名義を複製し、模倣し、又は含む標章。ただし、標章が当該品種に関連する商品又は役務用である場合又はその使用が当該品種との混同又は連想をもたらす可能性がある場合に限る。

(18) 法律、道徳、公の秩序又は善良の風俗に反する標章、又は

(19) 保護された伝統的特産品保証の名義を含む標章

関連する商品又は役務を本来的に識別することができない(2)、(5)、(7)及び(8)にいう標章は、対応する規則の規定に従って、国内において出願人又はその前権利者の商品又は役務を特定するために継続的に使用された結果として識別能力を獲得した場合は、商標として登録することができる。

同様に、商品の包装の通常立体的形状であって、対応する規則の規定に従って、国内において前記商品を特定するために継続して使用された結果として識別能力を獲得したと思われるものは、それらが商品の性質によって課せられた形態、技術的成果を取得するために必要な形態又は商品に実質的価値を与える形状を構成しない限りにおいて、商標として登録することができる。

第361条 相対的禁止事項

第三者の権利に影響を与える標章，例えば次の標章もまた，商標として登録することができない。

(1) 同一の商品若しくは役務について又は商標の使用が混同若しくは連想の危険性をもたらす虞がある商品若しくは役務について，先に登録出願又は登録された商標と同一又は類似の標章

(2) 保護された商号又は該当する場合はラベル若しくは標識と同一又は類似の標章。ただし，事情にかんがみて，その使用が混同又は連想の危険性をもたらす虞があることを条件とする。

(3) 出願又は登録された商業キャッチコピーと同一又は類似の標章。ただし，事情にかんがみて，その使用が混同又は連想の危険性を生じさせる虞があることを条件とする。

(4) 第三者の識別性を有する標章と同一又は類似の標章。ただし，出願人が国内外において保護されている標章の所有者による代表者，販売者又は明示的に認可された者であるか又はそれらの者であったと思われる場合は，事情にかんがみて，その使用が混同又は連想の危険性を生じさせる虞があることを条件とする。

(5) 標章が適用される商品又は役務の如何を問わず，周知の識別性を有する標章の全部又は一部の複製，模倣，翻訳，音訳又は複写を構成する標章。ただし，その使用が，当該第三者の商品又は役務との混同又は連想の危険性，標章の名声の不正使用，又はその識別力，その商業的若しくは広告的価値の希釈をもたらす虞がある場合に限る。

(6) 営利目的の有無を問わない法人又は自然人の同一性又は名声に影響を与える標章からなる標章，特に，出願人以外の者又は関連分野の公衆によって出願人以外の者として特定される者の名称，姓，署名，肩書，愛称，ペンネーム，画像，肖像画又は風刺画の場合。ただし，その者又はその相続人の同意が証明されている場合はこの限りでない。

(7) 第三者の工業所有権又は著作権を侵害する標章からなる標章。ただし，当該第三者の同意がある場合はこの限りでない。

(8) 先住民族，民族集団及びアフリカ系アメリカ人若しくは地域のコミュニティの名称又はその商品，役務若しくはそれらの加工形態を識別するために使用される名称，単語，アルファベット，文字若しくは記号からなるか又はその文化若しくは慣行の表現又はその伝統的知識の名称を構成する標章。ただし，出願がコミュニティ自体によって又はその明示の同意を得て提出される場合を除く。及び

(9) メダル，賞，賞状又はその他の賞のしるしからなり，それを含み，又は複製した標章。ただし，それらを授与する者による場合を除く。

第362条 悪意の申請

知的権利に関する権限のある国内当局は，登録が悪意で又は不正競争行為を犯し，促し，若しくは強化するために出願されたと推論することができる合理的な兆候を有する場合は，当該登録を拒絶することができる。

第363条 登録手続

商標登録出願は，対応する規則が規定する内容，要件及びその他の規則に従って，知的権利に関する権限のある国内当局に提出しなければならない。同様に，とりわけ，出願の審査，

その公開，異議申立及び出願の付与又は拒絶に関する要件，期限及び手続は，規則により定められる。

第II節 権利及び制限

第364条 商標の排他的使用の権利

商標の排他的使用の権利は，それを知的権利に関する権限のある国内当局に登録することによって取得される。

商標は，登録された通りに使用しなければならない。登録された標章の識別性を変えない要素の変化に限り認められる。

第365条 商標登録の存続期間

商標の取得は，その付与日から起算して10年の存続期間を有し，10年間ずつ更新することができる。

第366条 商標登録の更新

登録の所有者又は正当な利害関係を有する者は，登録の満了前6月以内に，登録の更新を知的権利に関する権限のある国内当局に請求しなければならない。ただし，登録の所有者及び正当な利害関係を有する者は何れも，登録の更新を請求するために登録の満了日から起算して6月の猶予期間を有する。上記の期間中は，商標登録は，完全な有効性を維持する。

更新のためには，商標の使用の証拠は必要とされない。対応する申請を提出すれば十分であり，さらなる手続なしに，当初の登録と同一の条件で更新が認められる。ただし，所有者は，当初の登録に記載された商品又は役務を削減又は制限することができる。

第367条 商標登録によって与えられる権利

商標の取得は，その所有者に対し，第三者が所有者の同意なしに次の何れかの行為を行うことを排除する権利を付与する。

(1) 同一若しくは類似の識別性を有する標章又は商標を，商標が登録された商品，商標が登録された役務に関係する商品又は当該商品の容器，包装紙，包装若しくは梱包に適用し，又は付すること

(2) 商標が登録された商品，商標が登録された役務に関係する商品又は当該商品の容器，包装紙，包装若しくは梱包に商標が適用され，又は付された後に，商標を商業的目的で削除し，又は修正すること

(3) 商標を複製若しくは含むラベル，容器，包装紙，包装又はその他の材料を製造すること及び当該材料を商業化又は保持すること

(4) 商品又は役務に関して商標と同一又は類似する標章を商取引において使用し，当該使用が登録所有者との混同又は連想の危険性をもたらす虞がある場合。同一の標章が同一の商品又は役務について使用される場合は，混同の危険性があると推定される。

(5) 商品又は役務に関して周知商標と同一又は類似する標章を商取引において使用し，これが，商標の識別力又は商業的若しくは広告的価値の希釈の理由により又は商標若しくはその

所有者の名声の不正使用の理由により、登録の所有者に不当な経済的又は商業的損害をもたらす虞がある場合、及び

(6) 非商業的目的であっても、周知商標と同一又は類似する標章を公的に使用し、これが、商標の識別力又は商業的若しくは広告的価値の希釈又はその名声の不正使用をもたらす虞がある場合

第368条 第三者による商取引における標章の使用

前条(4)、(5)及び(6)の規定の適用上、とりわけ、次の行為は、第三者による商取引における標章の使用を構成する。

(1) 当該標章を付した商品又は役務を商取引に導入し、販売し、販売の申出をし、又は流通させること

(2) 当該標章を付した商品を輸入し、輸出し、保管し又は輸送すること、又は

(3) 標章を広告、刊行物、商業書類若しくは書面又は口頭での伝達において使用すること。使用される伝達の手段は問わず、また、適用された広告に関する規則に影響を与えることはない。

第369条 第三者による情報提供目的での商標の使用

使用が善意でなされ、商標としての使用を構成しないことを条件として、第三者は、登録商標の所有者の同意なしに、自らの名称、宛先若しくはペンネーム、地理的名称又は商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくはその商品の生産若しくはその役務の提供の時期若しくはその他の特徴に関するその他の真正な表示を商取引において使用することができる。ただし、当該使用が特定又は情報提供の目的に限定され、商品又は役務の出所に関して公衆の誤解を招く虞がないことを条件とする。

第370条 広告のための商標の使用

商標登録は、その所有者に対し、正当に商標が付された商品又は役務の広告(比較広告を含む)、販売の申出又は存在若しくは入手可能性の表示のため又は登録商標の商品とともに使用されるべき予備部品又は付属品の互換性又は適合性の表示のために、第三者が商標を使用することを阻止する権利を与えるものではない。ただし、何れの場合も、当該使用が善意のものであり、公衆への情報提供の目的が販売に限定され、対応する商品の事業上の出所に関して誤解を与えるか又は混同させる可能性がない場合に限られる。

第371条 権利の消尽

商標登録は、当該登録によって保護されている商品に関して、当該商品が何れかの国の商取引に導入された後に、第三者が商業行為を行うことを排除する権利を与えるものではない。

第372条 外国商標により特定される商品及び役務の市場化の禁止

パリ条約、TRIPSの加盟国又はエクアドルが工業所有権に関する何らかの種類の協定を結んでいる国において、国内において登録された商標と同一又は類似する商標が同一の商品又は役務を識別するために登録されたが、異なる所有者の名義である場合は、外国標章により特定される商品又は役務の国内における市場化は禁止される。ただし、商標の所有者が前記商

業化を可能とする合意を締結した場合はこの限りでない。

当該合意に到達した場合は、当事者は、一般消費者への適正な情報提供のために、顕著かつ相応の性質を有する関係する商品又は役務の出所の特定に関連する事項を含め、関係する商品又は役務の出所に関する公衆の混同を回避するために必要な義務を負わなければならない。これらの合意は、公共の利益及び自由競争を制限する商慣行並びに不正競争に関する規則を尊重しなければならない。また、それらは、知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならない。

何れの場合も、第1段落に定める状況にある商品又は役務の輸入は、第380条の規定に従って商標が国内において使用されていない場合は禁止されない。ただし、前記商標の所有者が知的権利に関する権限のある国内当局に対し、商標の不使用が正当な理由に起因することを証明した場合はこの限りでない。

第373条 商品又は役務の製造場所の表示義務

商標が地理的名称からなる場合は、見やすく明確に判読できる形態で、商品の製造場所又は役務の出所を表示することなく、商品を取引し又は役務を提供することはできない。

第374条 商標登録の移転

商標登録又は登録手続中の出願は、それが属する会社とともに又は会社を伴わずに、生存者間の行為によって移転することができ、死亡の事由によって継承することができる。

これは知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならないが、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときから効力を生じる。

登録の目的上、移転は、書面で登録しなければならない。

利害関係人は、移転の登録を申請することができる。ただし、権限のある国内当局は、移転が混同又は連想の危険性を伴う場合は、当該登録を拒絶することができる。

第375条 商標の利用のためのライセンス

商標登録又は登録手続中の出願は、対応する商標の利用のために1又はそれ以上の第三者にライセンス許諾することができる。

これは知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならないが、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときから効力を生じる。

利害関係人は、ライセンスの登録を申請することができる。

第376条 移転又はライセンス契約の登録

知的権利に関する権限のある国内当局は、商標を移転し、又はそれを利用するためのライセンスを付与する契約であって、外国資本の取扱い並びに商標、特許、ライセンス及びロイヤルティに関する共通制度の規定を遵守していないもの又は自由競争を制限する商慣行及び不正競争に関する共同体若しくは国内の規定を遵守していないものを登録してはならない。そうでなければ、適切な場合は、市場支配力の規制及び管理に関する基本法の規定並びに同法に規定された制裁が適用される。

サブライセンスは、権利の所有者の明示された認可を必要とする。

第377条 登録の修正

登録商標の所有者は、所有者、その代表者又は代理人の名称、宛先又はその他のデータの変更の登録を知的権利に関する権限のある国内当局に請求しなければならない。そうでなければ、登録簿に記載された情報に従ってなされた如何なる通知も、有効とみなされる。

第III節 登録の取消

第378条 不使用による商標登録の取消

商標登録は、正当な理由なしに、商標が、取消訴訟が提起される日に先立って継続して3年間、その所有者、そのライセンサー又は他の認可された者によって使用されていなかったと思われる場合は、利害関係を有する当事者の請求により取り消される。商標の不使用による登録の取消はまた、不使用商標に基づいて提起された異議申立手続における防御として請求することができる。

前段落の規定に拘らず、取消訴訟は、行政ルートにおける対応する商標の登録手続を終了する決定の通知日から3年が経過する前に提起することはできない。

第379条 不可抗力又は偶発事象の場合

所有者が、不使用が不可抗力、偶発事象又は商標によって保護されている商品及び役務に課せられた公式の制限に起因したことを証明した場合は、登録を取り消すことはできない。

第380条 商標の使用の特徴

商標が識別する商品又は役務が、商品又は役務の性質及び市場においてその商業化が行われる態様を考慮に入れて、通常、適切な数量及び方法で、当該商標の下で市場に出されているか又は市場で入手可能である場合は、商標が使用されていると理解される。

前段落の規定に従うことを条件として、次の場合もまた、商標が使用されているとみなされる。

- (a) 真正商品を登録の所有者以外の者が登録商標を付して市場に導入し、流通させた場合、及び
- (b) 前段落に定められた通り、専ら国外に輸出される商品を識別する場合

第381条 商標が登録された態様と異なる商標の使用

商標の識別性を変えない要素に関してのみ商標が登録された態様と異なる方法での商標の使用は、不使用による登録の取消の理由とはならず、商標に対応する保護を弱めることもない。

第382条 商標の使用を特定する証拠

商標の使用の立証責任は、登録の所有者に帰属する。

商標の使用は、とりわけ、商標により指定される商品又は役務の商業化の規則性及び数量を証明する商業送り状、会計書類又は監査証明書によって証明することができる。

第383条 商標登録に含まれる商品又は役務の一覧の削減又は制限

商標の不使用が、商標が登録された商品又は役務の1又は一部にのみ影響を与える場合は、商標登録に含まれる商品又は役務の一覧の削減又は制限が命じられ、商標とともに使用されていない商品又は役務が、商品又は役務の同一性又は類似性を考慮した上で、抹消される。

第384条 商標出願の優先的権利

有利な決定を取得した者は、登録の優先的権利を有する。当該権利は、取消請求を提出したときから、取消決定が行政ルートで確定した日後3月以内まで援用することができる。

第385条 一般的な状態による取消

その所有者が、登録商標の指定商品又は役務の1又はそれ以上について、普通名称化又は一般化を惹起したか又はそのことを容認したと思われる場合、職権により又は利害関係人の請求により、当該登録商標を取り消し又はその範囲の制限を命じられるものとする。

商業的手段において及び公衆にとって、商標が指定する商品又は役務について事業上の出所の表示としての識別性を喪失した場合は、前記商標は、普通名称化又は一般化したと理解される。この目的上、次の事実が当該商標に関連して同時に発生しなければならない。

- (1) 商取引において対応する商品又は役務を指定又は特定するための他の適当な名称又は記号がないことから、競業者が自己の活動を展開するために当該標章を使用する必要があること
- (2) 商標が公衆によって及び商業的媒体において対応する商品又は役務の普通名称又は一般的名称として汎用されていること、及び
- (3) 商標が特定の事業上の出所を意味することが公衆によって知られていないか又はあまり認識されていないこと

第386条 取消訴訟手続

取消申請を受領したときは、登録商標の所有者に通知して、通知日から60日の期間内に、所有者が便宜と認める場合は、意見書を提出し、又は証拠を提出するようにしなければならない。

本条にいう期間が満了したときは、十分な理由を付した決定書によって、商標登録を取り消すか否かの決定がなされなければならない。

第IV節 登録の放棄

第387条 商標登録の放棄

商標登録の所有者は、いつでも、登録に関する権利の全部又は一部を放棄することができる。全部放棄の場合は、登録は取り消される。一部放棄の場合は、登録は、放棄に関連しない商品又は役務に制限される。

第三者に有利な差押又は商標登録の権利がある場合、放棄は受理されない。ただし、前記権利の所有者の明示された同意がある場合はこの限りでない。

放棄は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときからのみ効力を生じる。

第388条 商標の取得の無効

知的権利に関する権限のある国内当局は、次の場合は、職権により又は正当な利害関係を証明する当事者の請求により、いつでも、商標の取得の絶対的無効を宣言しなければならない。

- (1) 取得がその付与に不可欠な虚偽のデータ又は書類に基づいて付与された場合
- (2) 取得が第359条第1段落又は第360条の規定に違反して付与された場合
- (3) 行政行為に関する規則に規定された絶対的無効の事由が成立した場合、又は
- (4) 取得がその付与に実質的につながった他の法律違反に基づいて付与された場合

第389条 商標の取得の無効理由

知的権利に関する権限のある国内当局は、次の場合は、職権により又は利害関係人の請求により、商標登録の相対的無効を宣言しなければならない。

- (1) 取得が第361条に違反して付与された場合
- (2) 取得が悪意でなされた場合、又は
- (3) 取得が不正競争行為を犯し、促し又は強化するためになされた場合

この訴訟は、登録の付与日から5年で時効になる。

第390条 商標登録の無効の宣言の障害

無効決定の時点で該当しなくなった事由により、商標登録の無効を宣言することはできない。

第391条 一部無効

無効の事由が、商標が登録された商品又は役務の1又は一部にのみ影響を与える場合は、当該商品又は役務についてのみ無効が宣言され、商標登録から減縮される。

第392条 無効訴訟手続

無効の事案において、当事者は、意見書及び自らを有利とする証拠を提出するように通知される。

前段落にいう意見書及び証拠は、通知後2月以内に提出しなければならない。この期間の満了前に、何れの当事者も、さらに2月間の延長を請求することができる。

本条にいう期間が満了したときは、知的権利に関する権限のある国内当局は、商標の無効を判断し、これを決定書によって当事者に通知しなければならない。

第393条 損害賠償訴訟の独立性

前記の訴訟は、損害賠償を受けることができる者に影響を与えるものではない。

第VI節 登録の満了

第394条 商標登録の満了

商標登録は、所有者又は正当な利害関係を有する者が第366条の規定に従う猶予期間を含む法定期間内に更新を請求しない場合は、すべての権利が失効する。

第VII章 キャッチコピー

第395条 定義

キャッチコピーとは、商標の補完として使用される単語、フレーズ又は短い説明文である。

第396条 キャッチコピーの取得

類似の商品若しくは商標への言及又は前記商品若しくは商標に損害を与える虞がある表現を含まないキャッチコピーは、取得することができる。

第397条 キャッチコピーの登録出願の内容

規則に定められた他の要件に拘らず、キャッチコピーの登録出願は、キャッチコピーが補完する商標登録又は係属中の商標出願を明記しなければならない。

第398条 移転又はライセンス

キャッチコピー登録又は係属中のキャッチコピー出願の移転又はライセンス許諾は、キャッチコピーが補完する商標登録又は係属中の商標出願とともになされなければならない。

第399条 登録の有効性

キャッチコピーの取得の有効性は、キャッチコピーが補完する商標登録の有効性を条件とする。

第400条 キャッチコピーの使用の証拠

第VI章の規定は、適切な場合は、キャッチコピーに適用される。

キャッチコピーの使用の証拠に関しては、前記使用は、キャッチコピーが補完する商標の使用とともに証明しなければならない。キャッチコピーの使用の証拠は、第382条にいう証拠に加えて、広告又は市場におけるその使用を証明する他の証拠を含むことができる。

第VIII章 団体商標

第401条 定義

2又はそれ以上の異なる者又は会社に属する商品又は役務の出所又はその他の共通の特徴を識別するのに適しており、1の所有者の管理下で使用される標章は、団体商標とみなされる。

第402条 団体商標の所有者

適法に設立された民衆連帯経済を構成する生産者、製造者、業者、役務提供者の団体、組織又は集団、協同組合及びその他の組織は、市場においてその構成員の商品又は役務を識別するために団体商標を取得することができる。

第403条 団体商標の取得の要件及び手続

団体商標の取得のための出願は、対応する規則が定める内容、要件及びその他の規則に従って、知的権利に関する権限のある国内当局に提出しなければならない。

同様に、とりわけ、出願の審査、その公開、異議申立及び出願の付与又は拒絶に関する要件、期限及び手続は、規則により定められる。

第404条 団体商標の移転又はライセンス

団体商標の登録又は係属中の出願は、団体、組織、集団、協同組合又は組織の内部規則の規定に従って、移転又はライセンスの対象とすることができる。

何れの場合も、その使用は、団体、組織、集団、協同組合又は組織の構成員に留保される。サブライセンスを付与することはできない。

団体商標の登録又は係属中の出願に係る移転、使用の認可又はライセンスは、知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならず、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときから効力を生じる。

第405条 適用

第VI章の規定は、適切な場合は、団体商標に適用される。

第IX章 証明商標

第406条 定義

商標所有者によって証明された品質，出所又はその他の特徴を有する商品又は役務に適用されることを意図した標章は，証明商標と理解される。

第407条 所有者

証明商標の所有者は，私法若しくは公法上の会社若しくは機関又は国，地域若しくは国際機関とすることができる。

第408条 商標の使用規則

証明商標の登録出願とともに，商標の使用規則を提出しなければならない。対応する規則に定められた他の要件に影響を与えることなく，使用規則は，所有者による証明の対象とすることができる商品又は役務を表示し，商標の存在によって保証される特徴を定義し，商標の使用の認可前後に当該特徴の管理を実施する方法を説明しなければならない。

使用規則及びそのすべての修正は，商標とともに登録しなければならない。前記登録は，知的権利に関する権限のある国内当局になされなければならない。登録しない場合は，当該修正は，第三者に対して効力を有さないことになる。

第409条 証明商標の認可

自由競争を制限する商慣行に関する共同体規定又は国内規則に拘らず，証明商標の所有者は，商標の使用規則に定められた条件を満たす商品又は役務を有する者に対し，その使用を認可することができる。

証明商標は，商標所有者自身が生産，提供又は市場化する商品又は役務に関連して使用することはできない。

第410条 適用

第VI章の規定は，適切な場合は，証明商標に適用される。

第I節 国家ブランド

第411条 定義

国の文化的、社会経済的及び政治的同一性、生物多様性、印象、評判並びにその他の価値を識別し、宣伝し、位置付けることを意図した標章は、国家ブランドと理解される。

第412条 国家ブランドの宣言

国家ブランドの宣言は、行政令によりなされ、変更されるまでの期間にわたって効力を有したままとする。

行政令の発令前に、知的権利に関する権限のある国内当局からの肯定的な報告書が必要とされ、当該当局は、第三者の権利が影響を受けないことを確認しなければならない。

第413条 国家ブランドの使用

本章にいう標章は、国によって所有され、ライセンス許諾、使用の認可、宣言、請求、拡散、訓練、使用及び遵守の手続は、国家ブランド宣言令に規定された権限のある機関により実施される。

第414条 適用される規則

第VI章の規定は、対応する規則に定められた通り、適切な場合は、国家ブランドに適用される。

前段落の規定に拘らず、知的権利に関する権限のある国内当局は、本章にいう標章を独立した登録に登録しなければならない。第413条における権限のある当局からの認可なしに、何人も、当該標章を使用することができる。

第X章 商号

第415条 定義

経済活動の実施において個人又は商業組織を特定し、同一又は類似の活動を展開する他者から識別するのに適した標章は、商号と理解される。

個人又は商業組織は、2以上の商号を有することができる。とりわけ、個人又は事業会社登録簿に登録された会社名、事業名又はその他の名称は、商号を構成することができる。

商号は、法人の名称又は会社名から独立しており、両者は共存することができる。

第416条 商号の宣言的登録

商号に関する排他権は、それを商取引において公然と継続的に誠実に最初に使用することによって、国内において正規に構成された優先権を侵害しないことを条件として取得され、商号の使用又はそれを使用する個人若しくは商業組織の活動が終了したときに終了する。

商号の所有者は、商号を知的権利に関する権限のある国内当局に登録することができ、登録は宣言的なものとする。商号の排他的使用の権利は、前段落に規定された条件の下でのみ取得される。

商号に関する排他権が主張された場合は、少なくとも当該主張の前6月以内に、それが公然と継続的にかつ誠実に使用されたことを証明しなければならない。使用の証拠は、商号所有者に帰属する。本段落に規定された目的上、所有者が対応する手続に参加しない場合は、所有者に職権により通知しなければならない。

第417条 登録の放棄

商号登録の所有者は、登録に関する権利を放棄することができる。商号登録の放棄は、権限のある国内当局に申請されたときから効力を生じる。

第418条 商号の保護又は登録を受けられない標章

次の何れかの場合に含まれる標章は、商号として保護又は登録されない。

- (1) 第415条第1段落に従って商号を構成することができない場合
- (2) 第三者の識別性を有する標章と同一又は類似である場合。ただし、事情にかんがみて、その使用が混同又は連想の危険性をもたらす虞があることを条件とする。
- (3) 第三者の工業所有権又は著作権を侵害する標章からなる場合。ただし、当該第三者の同意がある場合を除く。
- (4) その使用が、それを使用する者の同一性、性質、活動、事業又はその他の側面に関して商業的媒体又は公衆において混同又は欺瞞をもたらす可能性がある場合
- (5) その使用が、その者が生産又は取引する商品又は役務の事業上の出所、出所又はその他の特徴に関して商業的媒体又は公衆において混同又は欺瞞をもたらす可能性がある場合、及び
- (6) 全部又は一部が法律、道徳、公の秩序又は善良の風俗に反する標章からなる場合

第419条 参照

とりわけ、出願の審査、その公開、異議申立及び出願の付与又は拒絶に関する要件、期限及び手続は、対応する規則により定められる。商号の登録手続は、商標登録について定められ

た手続とする。

第420条 商号登録の有効性

商号登録は、その付与日から起算して10年の存続期間を有し、使用の立証後に、10年間ずつ更新することができる。

第421条 所有者の権利

商号の所有者は、第三者が同一又は類似の識別性を有する標章を商取引において使用することを阻止することができる。ただし、前記商号若しくはその活動との混同又は連想の危険性をもたらす虞がある場合に限る。

知名度の高い商号の場合は、所有者は、第三者が同一又は類似の識別性を有する標章を商取引において使用することを阻止することができる。ただし、商号の識別力又は商業的若しくは広告的価値の希釈の理由により又は商号若しくは所有者の名声の不正使用の理由により、不当な経済的又は商業的損害をもたらす虞がある場合に限る。

第422条 商号の移転

商号の移転は、商号によって特定される活動が展開される会社の移転とともにのみ行うことができる。

第423条 適用

第VI章の規定は、適切な場合は、商号に適用される。

第XI章 ラベル又は標識

第424条 定義

商業組織を識別するのに適した標章は、ラベル又は標識とみなされる。

第425条 ラベル又は標識の保護及び登録

ラベル又は標識の保護及び登録は、商号に関連する規定によって統制される。

第I節 識別性を有する外観

第426条 定義

商業組織又は市場における商品の色彩、特徴的かつ特定の形態、体裁、構造及びデザインの組み合わせは、それらが役務の提供又は商品の販売においてそれを識別するのに適していることを条件として、識別性を有する外観とみなされる。

第427条 識別性を有する外観の取得及び行使

識別性を有する外観は、それらに対応する規則に従ってエクアドルの市場において識別能力を獲得したか又は本来的に識別性を有することを条件として、商標と同様に取得され、権利を行使する。

第XII章 地理的表示

第I節 保護要件

第428条 定義

国，地方若しくは特定の場所の名称によって構成されるか又は国，地方若しくは特定の場所の名称ではなく，特定の地理的区域に言及する名称によって構成される地理的表示であつて，そこを原産とする商品を指定するために使用されるものは，商品の一定の品質，評判又はその他の特徴が，自然的及び人的要因を含め，それが生産され，抽出され，又は製造される地理的環境に専ら又は本質的に帰せられる場合は，地理的表示と理解される。

同音異義の地理的表示の場合は，各名称に保護が付与される。同音異義の表示又は名称を互いに区別する条件は，関係する商品が平等な取扱いを受けること及び消費者に誤解を与えないことを確保する必要性を考慮に入れて，規則により定められる。

第429条 保護を受けることができない標章

次の標章は，地理的表示として宣言することができない。

- (1) 前条の定義を満たさない標章
- (2) 法律，道徳，公の秩序又は善良の風俗に反する標章
- (3) 対応する商品の地理的出所，性質，製造方法又は品質，評判若しくはその他の特徴に関して公衆に誤解を与える虞がある標章
- (4) 関連する商品を識別するための普通の又は一般的な表示である標章。ただし，エクアドルの領域において当該分野の専門家又は一般公衆によってかかる標章と考えられる場合に限る。
- (5) 地理的表示が原産国において保護される前に善意で商標として出願又は登録された標章，及び
- (6) ぶどう栽培・ぶどう酒醸造に係る商品に関連して，1995年1月1日時点でエクアドルの領域に存在するぶどう品種の普通名称であったと思われる標章

第II節 保護の宣言

第430条 宣言

地理的表示は，知的権利に関する権限のある国内当局によって発令されるその旨の宣言により保護される。

第431条 正当な利害関係

地理的表示の保護の宣言は，職権により又は正当な利害関係を証明する者(地理的表示により指定することを意図した商品の生産，抽出又は製造に直接に従事する自然人又は法人及び当該人の団体と理解される)の請求によりなされなければならない。中央又は地方分権自治行政の公的当局もまた，その対応する地域からの地理的表示の場合は，利害関係を有する当事者とみなされる。

第432条 参照

出願の要件は、対応する規則により定められる。受理されたときは、適切な場合は、商標登録について規定された手続が適用される。

第433条 地理的表示の保護の宣言の有効性

地理的表示の保護の宣言の有効性は、知的権利に関する権限のある国内当局の意見により、その理由となった条件が存続することによって決定される。当該条件が維持されていなかった場合は、その有効期間の終了を決定することができる。前記決定に対して利用可能な手段に影響を与えることなく、利害関係を有する当事者は、その保護の条件が回復されたと考える場合は、保護の宣言を再び請求することができる。

第434条 保護宣言の修正

保護宣言は、本法及び対応する規則の規定に従って、いつでも修正することができる。修正は、適切な場合は、保護の宣言の手続に従わなければならない。

第III節 使用の認可

第435条 認可

保護された地理的表示によって指定される商品の抽出、生産又は加工に直接に貢献し、対応する保護の宣言に定められた地理的地域内で前記活動を行う者は、前記地理的表示の使用の認可を知的権利に関する権限のある国内当局に請求することができる。地理的表示の受益者を代表する公的又は私的機関もまた、この目的で発令された規則の規定に従って、使用の認可を付与することができる。

知的権利に関する権限のある国内当局は、出願の審査に適切と考える場合は、人、団体又は当局のうち適切な者に対し、情報又は書類を請求することができる。

第436条 参照

出願の要件は、対応する規則により定められる。受理されたときは、同規則に規定された手続が適用される。

第437条 使用の認可の有効性

保護された地理的表示の使用の認可は、10年の存続期間を有し、同一の期間無期限に更新することができる。

商標登録の更新及び満了に関連する第VI章の規定は、適切な場合は、使用の認可の更新に適用される。

第438条 使用の認可の取消

知的権利に関する権限のある国内当局は、地理的表示が対応する保護の宣言と一致しない方法で商取引において使用されている場合は、職権により又は当事者の請求により、使用の認可を取り消さなければならない。

商標登録の取消に関する第VI章の規定は、適切な場合は、使用の認可の取消に適用される。

第439条 使用の認可の無効

知的権利に関する権限のある国内当局は、地理的表示の使用の認可が本章の規定に違反して付与された場合は、職権により又は当事者の請求により、当該認可の無効を宣言しなければならない。

商標登録の無効に関する第VI章の規定は、適切な場合は、使用の認可の無効に適用される。

第IV節 権利及び制限

第440条 使用の留保

保護された地理的表示のそれが指定する商品に関する使用は、前記名称により指定される地理的区域内に生産、抽出又は加工施設を有する生産者、製造者及び職人に排他的に留保される。

保護された地理的表示の使用を認可された生産者、製造者又は職人のみが、当該名称を「地理的表示」という表現とともに使用することができる。

第367条から第372条までの規定は、適切な場合は、保護された地理的表示に適用される。

第441条 活動の認可

権限のある国内官庁は、受益者集団又は規制事務所としての活動を、それを請求し、対応する規則に定められた要件を満たす組織に対し、法的形態又は団体形態に拘らず、当該組織が法的に認められている限りにおいて認可することができる。

地理的表示の受益者を代表する公的若しくは私的機関又はこの目的で指定された機関は、保護された地理的表示の使用の有効な管理を可能とする仕組みを整えなければならない。

第442条 使用の禁止

保護された地理的表示の使用は、当該使用が商品の出所に関して混同の危険性をもたらす虞がある場合は、第440条第1段落にいう者以外の者に対しては禁止される。

第443条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

ぶどう酒又は蒸留酒を特定する保護された地理的表示を、地理的表示によって指定される場所を原産としない当該種類の商品について使用することは、商品の真正な出所が表示されている場合又は地理的表示が翻訳され、若しくは「ジャンル」、「等級」、「種類」、「様式」、「模倣品」若しくはその他の類似の表現などを伴って使用される場合であっても禁止される。

第444条 権利の制限

本節に定められた保護は、商品又は役務に関連するぶどう酒又は蒸留酒を特定する他国の一定の地理的表示の継続的かつ類似の使用には及ばない。ただし、前記地理的表示が、1994年4月15日前に少なくとも10年間又は同日前に善意で、国内においてそれらの同一の商品若しくは役務又はその他の関連する商品について継続的に使用されている場合に限る。

第V節 保護の承認

第445条 他国からの地理的表示

前条に示された国以外の国において保護されている地理的表示の場合は、知的権利に関する権限のある国内当局は、前記名称の保護を、これがエクアドルについて効力を有する国際協定に定められていることを条件として承認することができる。

前段落の適用上、原産国において保護されていない若しくは保護されなくなったか又は当該国において陳腐化した地理的表示は、保護されない。

第446条 保護の存続

本章の規定に従って保護されている地理的表示は、当該保護がエクアドル又は原産国において存続している間は、それらが指定する商品を識別するために普通の又は一般的なものとはみなされない。

第XIII章 伝統的特産品保証

第447条 定義

伝統的特産品保証(Especialidad Tradicional Garantizada)とは、伝統的な原料若しくは材料から生産されたこと又は伝統的な若しくは手作業による配合、製造若しくは生産若しくは変形を有することを理由として、特有の特徴を有する農産品又は食品の種類の特定であって、農産品又は食品に適用される伝統的慣行の文化的同一性に相当するものと理解される。伝統的特産品保証としての保護は、ラベル表示又は商品を宣伝するその他の種類の広告に、「伝統的特産品保証(Especialidad Tradicional Garantizada)」又はその頭字語である「ETG」という表示を組み込む権利を付与する。

第448条 伝統的特産品保証の特徴

伝統的特産品保証の特徴は、農産品又は食品を特定し、同一の種類及び分類に属する他の類似のものから明確に識別する要素又は要素の組を構成する。これらの区別となる特徴は、限定された地理的領域に関係しない伝統的な原料、配合、加工又は生産プロセスの使用に起因する。

特有の特徴がその起源又は地理的出所のみ限定される農産品又は食品は、伝統的特産品保証として登録することができない。

第449条 保護を受けることができない標章

次の標章は、伝統的特産品保証として宣言することができない。

- (1) 第447条の定義を満たさない標章、及び
- (2) 農産品に関連して、植物品種として先に登録された標章

第450条 登録出願

伝統的特産品保証の出願は、生産者又は製造者集団(伝統的特産品保証として保護されることを意図した商品の配合、生産又は製造に直接に貢献する集団と理解される)の請求によりなされなければならない。

集団は、自らが生産又は取得する農産品又は食品の登録出願のみを提出することができる。

第451条 伝統的特産品保証の出願の明細書

伝統的特産品保証(ETG)としての登録を求める農産品又は食品は、出願人である生産者又は製造者集団の明細書を遵守しなければならない。明細書は、この目的で規則が定める他の要件とともに提出しなければならない。

第452条 明細書の内容

伝統的特産品保証の明細書は、少なくとも次の要素を含まなければならない。

(1) 伝統的特産品保証の名称

登録を受けるためには、名称は、次の通りでなければならない。

(a) それ自体に特有であること

(b) 農産品又は食品の特有の特徴を明示すること

(c) 伝統的であり、国内規定に適合するか又は使用によって確立されたこと

次の名称は、登録することができない。

(a) 1組の農産品又は食品について使用される一般的性質の要件のみに言及する名称

(b) 誤解を与えるか又は明細書と一致しない明白な商品特徴に言及する名称

(2) 主要な物理的、化学的、微生物学的又は官能的特徴を含む農産品又は食品の説明

(3) 包括的に、生産者が従うべき配合、製造又は生産方法の説明

(4) 使用される原料又は材料の性質及び特徴の説明

(5) 農産品又は食品の製造方法の説明

(6) 商品の特有の特徴を定義する主要な要素の説明及び適切な場合は使用した参考文献

(7) 商品の伝統的性質を証明する主要な要素の説明

(8) 商品が含まなければならない特有の特徴の最低要件並びに管理及び規制手続の説明

第453条 手続

出願の処理手続は、地理的表示について規定された手続とし、対応する規則が定める例外を伴う。

第454条 伝統的特産品保証の不適切な使用の申立

利害関係人は、(ETG)の対応する生産者及び製造者集団に警告の申立を提出することができる。当該集団は、該当する場合は、伝統的特産品保証の同一性を保証し又は消費者を偽装することに必要な措置をとらなければならない。

第XIV章 原産地表示

第455条 定義

特定の国、地方、地域又は場所を指定するか又は想起させる名称、表現、画像又は記号は、原産地表示と理解される。

第456条 使用の制限

原産地表示は、商品又は役務に関連して、その出所に関して虚偽であるか又は誤解を与える場合又はその使用が商品又は役務の出所、起源、品質又はその他の特徴に関して公衆に誤解を与える虞がある場合は、商取引において使用することができない。

前段落の規定の適用上、広告及び商品又は役務の販売、展示又は申出に関連する商業書類においてなされる使用もまた、商取引における原産地表示の使用を構成する。

第457条 出所の開示

何人も、自己の名称又は宛先を、商業化された商品において、当該商品が異なる国、地方、地域又は場所を出所とする場合であっても表示することができる。ただし、前記名称又は宛先が、商品が製造若しくは生産された国、地方、地域若しくは場所又はその真正な出所に関する誤解を回避するのに十分なその他の情報についての、十分に強調された文字による正確な表示とともに提示されることを条件とする。

第458条 手続

出願の処理手続は、地理的表示について規定された手続とし、対応する規則が定める例外を伴う。

第XV章 周知の識別性を有する標章

第I節 保護要件

第459条 定義

周知の識別性を有する標章とは、標章が周知となった方法又は手段に拘らず、国内において又はパリ条約、TRIPSの加盟国若しくはエクアドルが工業所有権条約を維持している国において、関連分野によってかかる標章として認識されている標章と理解される。

第460条 要因

識別性を有する標章が周知であるか否かを決定するためには、とりわけ、次の要因を考慮に入れなければならない。

- (1) 標章が国内において関連分野の構成員内で知られている程度
- (2) 国内外におけるその使用の期間、程度及び地理的範囲
- (3) 標章が適用される商品若しくは役務、組織又は活動の広告及び見本市、博覧会又はその他のイベントでの提示を含む、国内外におけるその宣伝の期間、程度及び地理的範囲
- (4) 識別性を有する標章を宣伝するため又は標章が適用される商品若しくは役務又は組織若しくは活動を宣伝するために行われたすべての投資の価額
- (5) 国内における知名度の高さが主張された標章に関する所有者の売上及び収入の金額
- (6) 標章の本来的な又は獲得された識別性の水準
- (7) 法人資産としての標章の帳簿価額
- (8) 国内における標章のフランチャイズ権又はライセンスの取得に関心のある者からの申込の件数
- (9) 国内における標章の所有者による重大な製造、購入又は保管活動の存在
- (10) 国際貿易の状況、及び
- (11) 国内における識別性を有する標章の登録又は登録出願の存在及び年数

第461条 特殊な要因

標章の周知の宣言は、次の事実のみによって拒絶されるものではない。

- (1) 標章が国内外において登録されていないか又は登録手続中でないこと
- (2) 標章が国内において商品若しくは役務を識別するため又は活動若しくは事業を特定するために使用されたことがなく、現に使用されていないこと、及び
- (3) 標章が国外において周知でないこと

第462条 関連分野

識別性を有する標章の知名度の高さを宣言するためには、とりわけ、次のものは、言及される関連分野とみなされる。

- (1) 標章が適用される商品及び役務の種類の実現の又は潜在的な消費者、又は
- (2) 標章が適用される商品、役務、組織又は活動の種類に関連する業種において活動する業界

標章の知名度の高さを承認する目的上、前各項にいう何れかの分野内で知られていれば十分

である。

第463条 宣言手続

識別性を有する標章の所有者は、知的権利に関する権限のある国内当局に対し、識別性を有する標章の知名度の高さの承認を求めなければならない。

前条に定める要因に従って、識別性を有する標章の知名度の高さを証明するために便宜と認められるすべての関連証拠を、対応する手数料の領収書とともに、出願に添付しなければならない。

知的権利に関する権限のある国内当局は、対応する決定書又は声明を発行するために、出願人によって提出された申請書及び証拠を評価しなければならない。

知名度の高さの宣言の出願はまた、知的権利に関する権限のある国内当局において行われる行政手続内で行うことができる。ただし、その旨の明示の主張がなされ、本法に詳述された要因が考慮され、対応する公定手数料の納付を伴い、本条に定める対応する宣言手続が関連するすべての側面において遵守されることを条件とする。

通常の行政手段の場合は、知名度の高さは、それが異議を申し立てられた決定において主張されていることを条件として承認することができる。

第II節 権利及び制限

第464条 保護の範囲

周知の識別性を有する標章は、適用される本編の他の規定及び不正競争からの保護に関する規則に拘らず、本章に従って無認可の使用及び登録から保護される。

前記保護は、識別性を有する標章であって、周知の識別性を有する標章が国内において前記地位に到達する前に使用若しくは登録され、又は登録出願されたものに関しては付与されない。ただし、識別性を有する標章が悪意で使用若しくは登録され、又は登録出願された場合を除く。

第465条 識別性を有する標章の所有者の権利

周知の識別性を有する標章の所有者は、標章が適用されるものと同一又は類似の商品、役務、組織又は活動に関して、第三者が、所有者の同意なしに、標章の全部若しくは本質的部分における使用又は標章の複製、模倣、翻訳、音訳若しくは複写の混同を生じさせる可能性がある使用を阻止する権利を有する。

所有者はまた、周知の識別性を有する標章が適用されるものと異なる商品、役務、組織又は活動に関してであっても、第三者が、所有者の同意なしに、標章の全部若しくは本質的部分における使用又は複製、模倣、翻訳、音訳若しくは複写の使用をすることを阻止する権利を有する。ただし、当該使用が次の何れかの効果をもたらす虞がある場合に限る。

- (1) 標章の所有者又は当該所有者が所有する商品、役務、組織若しくは活動との混同又は連想の危険性の可能性
- (2) 標章の識別力又は商業的若しくは広告的価値の希釈の理由による標章の所有者に対する不当な経済的又は商業的損害、又は
- (3) 標章の名声及び評判の不当な利用

使用は、電子媒体を含む如何なる媒体によっても確認することができる。

第466条 適用

第367条から第371条までの規定は、周知の識別性を有する標章に適用される。

第467条 善意

周知の識別性を有する標章の無認可の使用に関連する措置を決定する場合は、この標章の採用及び使用における当事者の善意又は悪意を考慮に入れなければならない。

第468条 識別性を有する標章の無許可の使用に関する訴訟の時効

周知の識別性を有する標章の無許可の使用に対する訴訟は、所有者が当該使用に気付いた日から起算して5年後に時効になる。ただし、前記使用が悪意で開始された場合を除くものとし、この場合、訴訟は時効にならない。

第469条 ドメインネームの取消又は修正

周知の識別性を有する標章が国内において無認可の第三者によってドメインネーム又は電子メールアドレスの一部として非合法的に登録された場合は、標章の所有者の請求により、知的権利に関する権限のある国内当局は、ドメインネーム若しくはアドレスが登録された又は前記登録を行った機関に対し、標章の所有者のためにドメインネーム若しくは電子メールアドレスの登録の取消若しくは修正又はその移転を命じなければならない。ただし、ドメインネーム又はアドレスの使用が第465条にいう何れかの効果を有する可能性があることを条件とする。

第470条 知名度の高さに起因する商標登録の取消

無効に関する規定又は商標登録の取消に関する他の規定に影響を与えることなく、知的権利に関する権限のある国内当局は、登録出願時に効力を有する法律に従って周知であった商標と同一又は類似である場合は、当該商標の正当な所有者の申請により、商標登録を取り消さなければならない。

第IV編 植物新品種 (省略)

第V編 その他の知的権利 (省略)

第VI編 伝統的知識

第511条 伝統的知識

伝統的知識とは、民族、民族集団及びコミュニティに特有の慣行、方法、経験、能力、記号及び符号などのすべての集団的知識であって、その文化遺産の一部であり、世代を超えて発展し、更新され、継承されているものを意味する。伝統的知識は、とりわけ、先祖伝来の地域の知識、遺伝子資源に関連する無形構成要素及び伝統的な文化的表現を含む。

この伝統的知識は、とりわけ、その領域の人間と自然との間の密接な関係から発展した、生態学、気候、農業、医薬、芸術、工芸、漁労、狩猟に係る側面を指し得る。

無形構成要素及び伝統的な文化的表現に関する集団的権利の承認及び保護は、遺伝子資源、文化的伝承物へのアクセスに関する規則及びその他の関連規則を補完するものである。これらの権利の行使の趣旨は、コミュニティ、民族、民族集団及びタウンシップの伝統的知識を保存し、永続させて、その拡大を求め、非合法的な商業的流用から保護することである。

第512条 伝統的知識の承認

共和国憲法及びエクアドルが締約国である国際条約の規定に従って、伝統的知識の正当な所有者の集団的権利が承認される。これらの権利は、時効によって消滅せず、譲渡することができず、差し押さえることができず、その正当な所有者の文化的独自性の一部である。

この知識の保護は、所有者自らの慣習、制度及び文化的慣行、憲法並びに当該事項を統制する国際条約に従って行われ、その地域の伝統的構造の強化に寄与する。この種類の保護の下で、正当な所有者は、とりわけ、その使用、慣行、慣習、制度及び伝統に従ってその伝統的知識を維持し、推進し、管理し、豊かにし、保護し、監督し、革新し、発展させる権利並びにこの知識の不適正なアクセス、使用及び利用を阻止し、又は中止させる権利を有する。伝統的知識に関する権利の承認は、その文化及び慣行の表現並びに伝統的知識を呼称する能力を含み、この名称は、それから生じ得る派生商品において、その出所の追跡可能性を実現するために維持される。

自己の知識を呼称するこの能力はまた、第三者による民族及び民族集団に属する名称の登録に異議を申し立てる能力を意味する。第三者は、そのような場合、正当な所有者の事前の、自由意思による、十分な情報に基づく同意を得るべきであり、当該同意の範囲内で、金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な分配が定められる。

伝統的知識に関する集団的権利は、本法、その規則及びその他の適用される法律の規定に従って、知的権利に関する権限のある国内当局における関連する執行措置の対象とされる。

同様に、これらの権利は、平等かつ公正な条件で性差別なしに、コミュニティ、民族及び民族集団に属する者に対して承認される。

第513条 伝統的知識の正当な所有者

本法の適用上、国の領域内に居住する法的に認められたコミュニティ、民族、先住民族集団、アフリカ系エクアドル人、モンツビオ人及びタウンシップは、正当な所有者と理解される。

第514条 法人は伝統的知識の所有者となることができない

如何なる場合にも、法人は、伝統的知識に関する権利の主体となることができない。これ

は、法人は、伝統的知識の法的所有者の資格を決して有さないことを意味する。

法人のために遺伝子資源へのアクセスが認可された場合又は伝統的知識へのアクセスに対する同意が付与された場合は、この事実は、伝統的知識又は遺伝子資源に関する所有権を付与するものではなく、認可又は契約のうち適切なものに定められた条件に従ってそれを使用することを認可するのみである。

第515条 国の代位に関して

国は、伝統的知識に関する権利の所有者でない。ただし、正当な所有者が自らの自由意思によってその権利を行使しない場合については、国は、高等教育科学技術革新庁により、例外的に、伝統的知識を保護し、管理し、保存するために、同意を付与し、利益の分配に合意する権利を代位させなければならない。

これらの場合に受け取った利益は、伝統的知識の強化に充てられる。

第516条 集団的な伝統的知識

同一の地理的地域を本拠とするタウンシップ、コミュニティ、民族及び民族集団間で共有される伝統的知識の保護は、そのすべての正当な所有者に対して承認され、所有者は、前記知識の共同管理に努めるべきである。

これらの場合、当該知識にアクセスしようとする者は、正当な所有者として特定されたコミュニティの同意を請求すべきである。申請人は、正当な所有者の調査及び特定において最善の努力をしなければならない。

同意が付与され、アクセス契約が登録されたときは、アクセス時に新たな未知の所有者が現れても、締結された契約に影響を与えるものではない。

正当な所有者の各人は、他の正当な所有者による集団的権利の行使に影響を与えることなく、その集団的権利を自由に行使することができる。これは、同一の知識の正当な所有者である様々な集団がある場合は、その何れかが付与した同意及び受領した利益は、他の正当な所有者集団が第三者のために同意を付与することを阻止するものではないことを意味する。これはまた、最初に協議を受けなかった正当な所有者集団のために、同意を取得し、前記知識に最初にアクセスした集団からの利益を主張する権利を生じさせるものではない。

協議を受けていない正当な所有者は、同意を付与し、新たな研究者とアクセス契約を締結する権利を有する。正当な所有者は、様々な集団間で共有される伝統的知識に関する排他権を行使することができない。

第517条 個人の集団的知識

伝統的知識が、それを守護していた集団の消滅を理由として、単独の個人の責任となった場合は、この者は、その正当な所有者とみなされ、したがって、対応するすべての権利を行使することができる。ただし、その者が、当該知識が集団的に発展したことを証明できることを条件とする。

第518条 本来の領域と異なる区域の居住者

コミュニティ、民族又は民族集団に属する人又は集団であって、その本来の領域又は常居所の外にいる者は、その集団的権利を維持しなければならない。ただし、正当な所有者が損害

を被らないことを条件とする。

第519条 国境を越えた正当な所有者

伝統的知識が国境を越えて存在するという事実は、本法において承認される集団的権利の行使に影響を与えてはならない。

第520条 自決権

伝統的知識に関する意思決定に関する権限及び行使は、正当な所有者に対し、その自決及び共存、社会組織、制度、権限の創出及び行使に係る自らの方法に従って承認される。

第521条 保護を受けることができる事項

とりわけ、次の伝統的知識は、先住民族、民族集団、モントゥビオ人、アフリカ系エクアドル人、農民コミュニティ及びコミュニティの集団的伝承物として承認される。

- (a) 古来の形態の疾患の予防、処置及び治療のための治療方法
- (b) 伝統的医薬を調製するための天然の生物学的抽出物の組合せに関する知識
- (c) 食品、食事療法商品、着色料、化粧品及び派生品などを調製するための天然の生物学的化合物に関する知識
- (d) 農産品用の天然物及びそれを含む組成物並びに狩猟、漁労及びその他の生存活動に関する知識
- (e) 様々な農作業の中でも、播種、収穫、保持及び種子の採取の仕組み及び慣行に関する知識
- (f) 伝統的な文化的表現の有形形態、例えば、衣類、芸術作品、素描、デザイン、絵画、彫刻、陶器、建具、家具、宝石類、籠細工品、織物及びつづれ織物、手工芸品、伝統的建築作品、楽器並びに農具、狩猟及び手作業による漁労、及び
- (g) 伝統的な文化的表現の無形形態、例えば、神話又は伝説、象徴、舞踊、伝統的遊戯、歌及び伝統的な音読による演奏、土着の名称並びに儀式。何らかの種類の媒体に記録されているか否かを問わない。

一般に、本法の定義に適合する、コミュニティ、民族及び民族集団に属する慣行の真正性を表すすべての伝統的知識であって、書面及び口頭形式の双方で、その歴史的、宇宙論的及び文化的伝統を構成するものが、保護される。

第522条 保護の形態

認可を得ない第三者による不適正なアクセス、使用又は利用からの伝統的知識の有効かつ積極的な保護が保証され、その目的で発令される規則において創出される防止、監視及び制裁のための仕組みにおいて表される。

伝統的知識に関する正当な所有者の集団的権利の承認は、コミュニティの範囲の正当性に依拠することから、その保護、有効性及び執行を保証するために如何なる形式的手続又は登録の対象ともされない。

伝統的知識の活性化、推進及び保護のために、伝統的知識の集団的権利に関する地域の能力を強化する仕組みが推進される。

第523条 伝統的知識の自発的寄託

正当な所有者は、知的権利に関する権限のある国内当局にその伝統的知識の寄託を行うことができる。この寄託は、正当な所有者の申請により、秘密とし、公衆に公開しないことができる。この寄託の目的は、前記認知的遺産の非合法的な流用を回避することであり、かつ、知的所有権の出願において侵害され得る伝統的知識に関する集団的権利の承認の確認手段とする。

伝統的知識の寄託は、寄託機関に対し、前記伝統的知識の正当な所有者及び保有者の明示の認可なしに、対応する規則を事前に遵守したときに、第三者に使用及びアクセスを認めることを認可するものではない。

知的所有権を付与する前に、権限のある国内当局は、伝統的知識の不適正な流用を回避するために、前段落にいう情報を確認しなければならない。

本条の規定に影響を与えることなく、先に公にされた伝統的知識は、収集することができる。

寄託の情報及び前段落にいう情報は、科学、技術、革新及び伝統的知識に関する国家情報システムの一部とする。

第524条 コミュニティの範囲内における伝統的知識の管理

国は、正当な所有者の申請により、権限のある当局の責任下で、コミュニティ自体によって管理及び保護されるコミュニティの伝統的知識登録簿を作成するために、技術的及び経済的資源を承認し、付与しなければならない。

第525条 不適正なアクセス、使用及び利用

伝統的知識に関する集団的権利の行使は、その正当な所有者のみに限られ、本法及びその他の適用される規則に規定された遵守措置により、無認可の第三者による不適正なアクセス、使用及び利用を阻止することができる。

第526条 伝統的知識及びその普及：定義及び手続

集落、コミュニティ、民族及び民族集団の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得て又は得ずに取得された伝統的知識及びその情報が、コミュニティ、民族及び民族集団の文化的範囲から出て、発行部数の多い刊行物又は民族植物学センターにおける生息域外コレクションに寄託された場合又は技術水準となる程度まで公衆に口頭で非公式に普及されている場合は、当該伝統的知識は普及している。

上記規定に拘らず、国は、伝統的知識が古典的な知的所有権制度によって保護されるという事実に影響を与えることなく、当該伝統的知識に関する正当な所有者の権利を承認し、その権利は対応する管理者及びその使用者との相互に合意した条件による利益の公正かつ衡平な共有の権利を含む。国は、この規定の遵守を執行するための最も適切な仕組みを提供して、コミュニティ、民族及び民族集団の権利を保護しなければならない。

第527条 正当な所有者のイニシアチブに対する国からの支援

正当な所有者の自決権及び文化的に適当な発展に関して、国は、その知的権利を承認することによって、その伝統的知識の創出及び維持並びに適切な場合は、当該知識から得られる研

究及び科学的及び技術的発展のための能力及びイニシアチブの強化を推進し、支持しなければならない。この目的上、国は、必要な技術的資源及び財源を割り当てなければならない。

第528条 正当な所有者による伝統的知識の使用

国は、コミュニティ、民族及び民族集団が自己の文化的共存の規則に即してその伝統的知識を使用し、享受し、処分する権利を承認する。

国は、コミュニティ、民族及び民族集団が自らの研究、発展及び革新のイニシアチブを強化するように、インセンティブを創出し、その自決権を尊重しなければならない。

第529条 伝統的知識のアクセス、使用及び利用の申請

伝統的知識のアクセス、使用及び利用の申請は、正当な所有者の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得なければならず、当該同意の範囲内で、金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な配分が定められる。

これは、憲法及び法律の規定に従って、遺伝子資源の場合に国に帰属する権利に影響を与えることはない。

第530条 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意

正当な所有者は、その慣習法及び正当かつ適法に設立された代表制度に従って、参加型の仕組みにより、自由意思により、明示的に、十分な情報に基づいて、第三者に対し、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意によるその伝統的知識のアクセス、使用及び利用を認可する排他的権限を有する。

同意を取得する前に、利害関係を有する当事者は、前記知識から得られる利益の公正かつ衡平な分配を可能とする条件を予測して、前記知識の目的、危険性、影響、最終的使用及び将来の使用に関する十分な情報を提供しなければならない。

高等教育科学技術革新庁は、利害関係を有する当事者の請求により、コミュニティと利害関係を有する当事者との間の交渉において助言を行うことができる。

利害関係を有する当事者は、集団的権利を尊重し、該当する場合は、伝統的知識に関連する情報、資料、経験、方法、手段及びその他の有形及び無形要素に関する秘密性を維持することを約束しなければならない。同様に、知識の対話及び文化的に適切な方法の遂行が、この同意の本質的要素として尊重される。

自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の請求が、遺伝子資源に関連する無形構成要素に関係する場合については、関心のある使用者は、対応する規則の規定に従って、当該構成要素のアクセス、使用及び利用を詳述した計画書を、伝統的知識に係る事項におけるアクセスに関する統制機関である高等教育科学技術革新庁に提出しなければならない。

自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意及び金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な分配は、その目的で発令された規則によって決定され、これは、とりわけ、コミュニティ、民族及び民族集団の意思決定の権限、制度及び伝統的方法を考慮し、かつ、決定への参加における世代間及びジェンダーの視点を保証しなければならない。

第531条 付与又は拒絶

正当な所有者による伝統的知識のアクセス、使用及び利用の認可の付与又は拒絶は、知的権

利に関する権限のある国内当局に登録して、前記機関が正当な所有者の決定に関して対応する管理を実施することができるようにしなければならない。

利害関係を有する当事者の申請により、高等教育科学技術革新庁は、事前の同意の付与のために行われる交渉に出席することができ、前記交渉中に正当な所有者に助言しなければならない。

第532条 契約

利害関係を有する当事者が事前の、自由意思による、十分な情報に基づく同意を取得したときは、スペイン語及び該当する場合は同時に正当な所有者の母語で、書面による契約を締結しなければならない。

母語を書面形式で登録することができない場合は、文化交流言語であるスペイン語で契約をしなければならない。

当該契約は、伝統的知識の使用、アクセス及び利用(その中で、次の事項が必須である。取得される予定の範囲及び潜在的な国際的効果に関する対応する理由付け)、金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な分配(伝統的知識の支持可能性及び持続可能性の計画を含む)並びに起こり得る将来の認可又は移転に関する条件を規定しなければならない。

第533条 契約の登録

前条にいう契約は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録しなければならない。当該当局は、その権限の範囲に関して高等教育科学技術革新庁及び対応する機関の肯定的な意見があったときは、当該契約を承認しなければならない。当該契約は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録されたときに効力を生じる。

登録前に、知的権利に関する権限のある国内当局は、事前の、自由意思による、十分な情報に基づく同意及び伝統的知識の正当な所有者への公正かつ衡平な利益の存在を確保及び確認し、かつ、国内及び国際規則の遵守を管理しなければならない。

知的権利に関する権限のある国内当局は、契約が前各段落の規定を含まないか又は正当な所有者に損害をもたらす虞があると考えられる場合は、所有者に見解書及び提案書を提出して、それらの全部又は一部が受け入れられ、契約を修正又は承認することができるようにしなければならない。

第534条 紛争解決

伝統的知識のアクセス、使用又は利用に係る契約に由来する合意に関して矛盾又は争いがある場合は、それらは、エクアドルの管轄内で、正当な所有者に最も有利な仕組みにより解決される必要がある。

第535条 制裁

伝統的知識の全部又は一部の不適正なアクセス、使用及び利用があった場合は、侵害行為が実行されることを回避し、起こり得る影響を修復するために、侵害行為の中止のための制裁及び措置が適用される。

知的権利に関する権限のある国内当局は、職権により又は当事者の請求により、伝統的知識の集団的権利に対する侵害行為を回避又は中止するために必要と認められる措置をとること

ができる。

自由意思による，事前の，十分な情報に基づく同意及び金銭的及び非金銭的利益の公正かつ
衡平な分配は，その目的で発令された規則によって決定され，これは，とりわけ，コミュニ
ティ，民族及び民族集団の意思決定の権限，制度及び伝統的方法を考慮し，かつ，決定への
参加における世代間及びジェンダーの視点を保証しなければならない。

第536条 諮問委員会

本編に関連するすべての事項のために，民族及び民族集団の参加の場として，伝統的知識に
関する諮問委員会を創設する。当該委員会は，先住民族集団の代表者1名，アフリカ系エク
アドル人の代表者1名，「モントゥビオ」人の代表者1名及び高等教育機関の代表者1名によ
って構成される。その運営に関しては，対応する規則の規定によって統制される。

その機能は，本章に関係する当事者に助言を行うことである。

第537条 伝統的知識の管理

高等教育科学技術革新庁は，伝統的知識の管理及び保護に必要な資金を割り当てなければな
らない。

伝統的知識の管理は，研究，技術的及び科学的発展，活性化，推進及び保護の仕組み並びに
前記知識の喪失及び不適正な使用の阻止を含む。

その目的上，権限のある当局は，制度の機関及び当事者に義務付けられる伝統的知識のアク
セス，使用及び利用の手順書を発行しなければならない。

第VII編 遵守

第I章 一般原則

第538条 権限の対立

人，物件及び係争中の知的所有権が互いに同一性を維持する司法手続又は行政手続においては，最初に管轄権を有する裁判官又は行政当局が事案を引き続き取り扱わなければならない，後にその事案を把握した当局は，手続が提起された当局及びルートに拘らず，当初の事案が決定されるまで，その手続を停止しなければならない。

人，物件及び係争中の知的所有権が互いに同一性を維持し，同一の機関に属する当局間で処理される行政手続又は司法手続については，階層的に上位の当局が事案を取り扱わなければならない当局とし，下位の当局は，手続記録の集積のためにファイルを提出しなければならない。

各当局は，その本部に提示された紛争の審理に責任を負い，本条に従って係属中の権限の対立の存在を対応する当局に通知することは，当事者の責任とする。

第539条 遵守全般

知的権利の保護を確保し，かつ，知的所有権によって保護されている商品又は材料の取引，競争及び正当な使用を保証するために，司法及び行政措置が定められる。

第540条 積極的遵守

本法に定められた知的権利の侵害があった場合は，司法訴訟及び行政審判が実施される。例外的な事情においては，本訴の遂行手続又は結果に影響を与えることなく，比例原則に従って，利害関係を有する当事者の請求により，予防措置の解除又は停止を命じることができる。

第541条 消極的遵守

権限のある裁判官及び知的権利に関する権限のある国内当局は，当事者の請求により，知的所有権の濫用的行使を回避及び抑止し，かつ，第三者の知的所有権に関する行為の適法性並びにこれらの権利の制限及び例外の完全かつ有効な行使を保証するために，検査，監視及び制裁を機能させなければならない。

前段落に示された事項に影響を与えることなく，権限のある裁判官及び知的権利に関する権限のある国内当局は，職権により又は当事者の請求により，消極的遵守を実施して，基本的権利の有効な保護及び知識の拡散を保証することができる。

例外的な事情においては，本訴の遂行手続又は結果に影響を与えることなく，比例原則に従って，利害関係を有する当事者の請求により，予防措置の解除又は停止を命じることができる。

第542条 共同所有者の訴え

権利の共同所有の場合は，何れの共同所有者も，法律又は契約に別段の規定がない限り，他の共同所有者の同意を必要とすることなく，本編で述べる訴えを提起することができる。

第543条 反訴

知的所有権に係る事項の遵守について、行政手続及び司法手続においては、関連する反訴が認められ、該当する場合は、決定又は判決により解決される。反訴は、対応する応答の表明時に提出しなければならない。

該当する場合は、反訴の中で、被告（請求人）は、とりわけ、訴訟（審判）の提起の基礎となった権利の無効並びに本法によって統制される異なる形態の知的所有権に適用される取消、主張、失効及びその他の形を請求することができる。

司法段階における反訴は、手続の一般規則に定められた対応する手続に従わなければならない。

行政段階における当該審判の遂行手続は、第VII編第III章第II節に定められる。

第544条 著作権の推定

反証がない限り、保護された著作物の著作者が著作者として認められるためには、その者の名称若しくはペンネーム又はその同一性に関して疑う余地のないその他の名称が著作物に通常の方法で記載されていれば十分である。

第545条 営業秘密の保護

営業秘密が関係するすべての手続において、対応する当局は、当該秘密を保護するために必要なすべての措置をとらなければならない。権限のある当局及び選任された専門家のみが、関連する手続を行うのに必要な場合に限り、情報、コード又はその他の要素にアクセスすることができる。

前段落に従って、当該営業秘密にアクセスすることができるすべての者は、絶対的秘匿性を維持する義務を負い、営業秘密の保護に関する本法及び他の法律が定める措置の対象とされる。

何れの場合も、権限のある当局の意見により、開示が手続の目的上重要でないと思われる場合は、前記当局は、手続の何れの当事者に対しても営業秘密の公開を命じることを差し控えることができる。

第546条 方法特許における立証責任の転換

対象が商品を取得するための方法である特許の侵害が主張された場合は、関係する被告（被請求人）は、商品を取得するために使用された方法が、侵害が主張された特許によって保護されている方法と異なることを証明する責任を負う。その目的上、反証がない限り、特許の所有者の同意なしに生産された同一の商品は、次の場合は、特許付与された方法により取得されたと推定される。

- (1) 特許付与された方法を用いて取得された商品が新規性を有する場合、又は
- (2) 同一の商品が当該方法により製造された実質的な可能性があり、前記商品の特許の所有者が合理的な努力により実際に使用された方法を確定することができない場合

反証を提出する場合は、その営業秘密に関する被告又は被請求人の正当な利害関係を考慮しなければならない。

第II章 知的所有権に関する司法手続

第I節 司法段階における一般原則

第547条 司法訴訟

前章に規定された司法段階における遵守の実施は、手続一般基本法の規定に従って、略式手続において処理される。

第548条 情報の確認

権限のある司法当局は、防止措置又は最終決定を発令する際の基準を形成するために、知的権利に関する権限のある国内当局に対し、原告又は被告の知的所有権の国内における存在、有効性又は承認に関する情報を請求しなければならない。

第549条 知的所有権に係る事項における権限

本章で述べる手続(知的所有権に関する司法手続)の管轄は、手続一般基本法の規定に従って、権限のある司法当局に帰属する。侵害が実行されたか又は当該侵害の影響が認められる管轄地の裁判官もまた、これらの手続を審理する権限を有する。

知的権利に関する権限のある国内当局の行政行為は、争訟行政管轄における異議申立の対象とされ、その目的上、行政ルートを消尽する必要はない。残りの訴訟は、法制度に規定された権限に従って、民事又は刑事の管轄において取り扱われる。

第II節 積極的遵守

第550条 侵害訴訟

国内において承認された知的所有権の所有者又はその他の権利者は、当該権利を侵害する者に対して訴訟を提起することができる。さらに、その者は、侵害の差し迫った危険を示す行為を行う者に対して訴訟を提起することができる。

第551条 暫定措置の申請

手続の一般規則に従って、準備手続及び予防措置を請求することができる。

第III節 消極的遵守

第552条 違法使用

何人も、自己の過去、現在又は将来の行為の適法性について知るために、権限のある裁判官に対し、訴訟を提起することができる。この訴訟は、識別性を有する標章を除き、第三者の知的所有権に関して提起される。

前段落の適用上、この訴訟は、知的所有権の侵害とされる行為に関して、原告が権利の所有者又は第三者による警告を受けたか否かに影響を与えることなく提起することができる。

裁判官は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された情報に従って、国内において承認された知的所有権の所有者又は代理人に通知しなければならない。

第553条 権利の濫用

権限のある裁判官は、当事者の申請により、知的所有権の濫用的行使を防止及び抑止するために、検査、監視及び制裁を機能させなければならない。ただし、行為が一般の利益又は消費者の福祉の保護を追求しない場合に限る。

所有者又は利害関係を有する当事者の申請により、対応する権限の範囲内で、予防措置及び第三者によってとられたその他の措置の停止を命じることができる。

第III章 知的所有権に関する行政手続

第I節 行政段階における一般原則

第554条 行政訴訟

本編の規定に従って、保護された権利の所有者又はその他の権利者は、対応する権利を侵害する者に対して行政訴訟を提起することができる。さらに、その者は、侵害の差し迫った危険を示す行為を行う者に対して訴訟を提起することができる。

提起することができる刑事訴訟は、適用される法律に従って実施される。

第555条 準備手続

知的権利に関する権限のある国内当局に執行手続を提起する前に、何人も、手続の一般規則に定められた何れかの準備手続の採用を当該当局に請求することができる。

第556条 行政手続における専門家

行政手続においては、司法審議会において認定された専門家がない場合に限り、司法審議会によって提供された一覧に登録された者の中から専門家が選任され、知的権利に関する権限のある国内当局は、その目的で発令された規則の規定に従って、それぞれの事項に関する十分な専門知識を有する専門職を指名することができる。

第557条 知的所有権に関する権限

本章で述べる手続の管轄権は、知的権利に関する権限のある国内当局に帰属する。

第558条 知的所有権に関する手続

本章、対応する規則及び補助的に行政手続に関する一般規則に規定された手続が適用される。

第II節 積極的遵守

第I款 行政差止命令

第559条 行政差止命令

知的権利に関する権限のある国内当局は、職権により又は当事者の請求により、知的所有権の侵害を防止及び抑止するために、検査、監視及び制裁の機能を実施しなければならない。

第560条 知的所有権に関する当局が命じる措置

知的権利に関する権限のある国内当局は、次の1又はそれ以上の措置の採用を命じることができる。

- (1) 検査
- (2) 情報の請求(侵害者とされる者の管理又は所有下にある書類又は物件の提出を命じる能力を含む)
- (3) 知的所有権の侵害に対する制裁、及び
- (4) 手続の一般規則に規定されたその他の予防措置

第561条 保証金又はその他の十分な保証

事情を考慮して、請求人に対し、被請求人を保護し、濫用を防止するのに十分な保証金又はその他の保証の提供を請求することができる。保証金又は保証が満たすべき条件は、対応する規則により定められ、その額は、対応する規則に従って、措置によってもたらされる起こり得る経済的、商業的及び社会的影響に比例しなければならない。

予防措置の申請は、秘密性を有し、受領から48時間以内に受理される。

第562条 検査

検査は、知的所有権の侵害とされる行為を証明するために行われる。

手続の時は、その有効性及び遂行の要件として、手続を命じる行政行為及び該当する場合は影響を受ける当事者の請求を侵害者とされる者に通知しなければならない。

知的権利に関する権限のある国内当局は、知的権利に関する権限のある国内当局の職員がセキュリティの破壊を含み得る立入を行うために、許可及び介入を裁判官に請求しなければならない。

前段落にいう許可は、捜査又は告発を受ける者の住所を管轄しない場合であっても、前段落にいう措置が行われる管轄地の権限のある裁判官が、24時間以内に発給しなければならない。

第563条 手続の開始時における予防措置の付与

審判が請求された場合は、措置を請求する者が行為をする法的正当性を有すること、侵害された権利が存在することを証明し、告発された侵害又はその差し迫った危険の実行の推定を合理的に可能とする証拠を提出することを条件として、措置が命じられる。

第564条 検査を行うための専門家

検査を行うために、専門家の立会を命じることができ、そのような場合、その専門家意見は、検査自体の間に又はその目的で付与された期間中に提出される報告書において出すことができる場合は、対応する記録の一部とする。

専門家報告は、予防措置を行うために使用することができる。

行政当局は、職権により又は当事者の申請により、専門家が聴聞に出席して、同当局又は何れかの当事者によって事前に請求された技術的問題に関する報告を口頭で行うことを命じることができる。

第565条 予防措置の規定

侵害の性質に応じて、次の1又はそれ以上の予防措置を命じ、実行することができる。

- (1) 侵害とされる行為を構成する行為の即時終了
- (2) 容器、包装、ラベル、印刷物若しくは広告物又はその他の材料並びに侵害とされる行為を実行するために使用された主要な物資及び手段を含め、侵害とされる行為から得られた商品の商業ルートからの除去
- (3) 侵害者又は仲介者に命じられる保護されたコンテンツのデジタル手段による公衆への伝達の停止
- (4) 侵害者又は仲介者に命じられる知的所有権の侵害とされる行為に起因するウェブポータルサービスの停止
- (5) 前項にいう商品、材料及び手段の輸入又は輸出の停止。これは税関当局に直ちに通知しなければならない。
- (6) 侵害とされる行為の継続又は反復を防止するために必要な場合は、侵害者とされる者の施設の一時的閉鎖、及び
- (7) 前各項に定める何れの措置も十分でない場合は、知的所有権の所有者及び侵害者とされる者の正当な利害関係を考慮して、侵害の実行の中止を目的とする他の合理的な措置を請求することができる。この措置は、第三者の利益に影響を与えない場合に適用される。

命じられた予防措置が商品の差押を伴う場合、知的権利に関する権限のある国内当局は、司法審議会によって提供される一覧に含まれる者のうち、何れかの司法機能の執行官の協力を請求する権限を有する。

司法執行官は、商品を所定の場所に移送しなければならない。差し押さえられた商品は、その責任下にあるままとする。加えて、執行官は、自己の責任下での商品の輸送、保全、保管、展示及び管理に要した費用を原告に請求する権利を有する。

行政手続中に請求人の訴えが認められた場合は、請求人は、対応するルートにより請求することができる損害賠償額の一部として、司法執行官の費用の償還を請求する権利を有する。

第566条 予防措置の適用

予防措置は、侵害とされる行為から得られた商品及び当該行為を犯すために主として使用された材料又は手段に適用される。

著作権又は関連する権利の侵害とされる行為の場合は、予防措置は、善意で専ら個人的使用のために取得された複製物に関しては適用されない。

行政当局は、予防措置の適用に必要な措置を行うことができ、予防措置は暫定的性質を有し、第568条に定められた修正、取消又は確認の対象とされる。

第567条 情報請求

知的権利の侵害又は当該侵害の差し迫った危険が推定される場合は、知的権利に関する権限のある国内当局は、当該侵害又はその差し迫った危険の存否を確定することを可能とし得る情報の提供を請求することができる。

情報は、通知日から15日の期間内に提供しなければならない。前記情報請求に応答しないことは、侵害者とされる者に不利な兆候とみなされる。

第568条 防御権及び証拠期間

侵害者とされる者は、検査又は情報請求を命じる行政行為の通知日から起算して15日の期間内に、防御の主張、無罪を証明する証拠を提示し、必要な場合は、聴聞の招集を請求することができる。

行政当局は、対応する規則の規定に従って、決定書を発行するための手続内で自らが所有している有罪要素を考慮して聴聞を行うことが適切であるか否かを分析しなければならない。

第569条 理由を付した決定書

証拠期間が終結したとき又は適切な場合は前条にいう聴聞があったときは、知的権利に関する権限のある国内当局は、理由を付した決定書を発行しなければならない。

知的権利の侵害があったと決定された場合は、侵害者は、侵害の性質及び対応する規則に定められた基準に応じて、3日間から7日間までの施設の閉鎖又は統一基本賃金の1.5倍から統一基本賃金の142倍までの罰金の制裁を科せられる。同決定書は、本節に定められた何れかの措置の採用を規定し、又は暫定的に命じられた措置を確認することができる。

同決定書は、対応する規則に従って商業ルートから回収された商品又は製品の行き先を定めなければならない。知的権利に関する権限のある国内当局は、不正競争に係る事項を審理し、決定する場合は、本編に定められた制裁を適用しなければならない。

第570条 予防措置の取消に対する損害賠償金

予防措置が請求人に帰せられる事由により取り消され、又は効力を有さないままである場合又は後に知的所有権の侵害又は侵害の差し迫った危険がなかったと決定された場合は、行政手続を請求された当事者は、相手方当事者に対し、損害賠償金及び手続費用の支払を求めて訴訟を起こすことができる。

行政当局によって発令された予防措置は、司法段階における手続を提起しないことにより失効しない。

第571条 知的所有権の侵害に対する補償

国又は国によって認可された第三者が、所有者の認可なしに、知的所有権を使用した場合は、権限のある司法当局又は知的権利に関する権限のある国内当局は、当該使用に対する訴訟又は決定を補償の支払に制限することができ、その額は、措置を採用した当局によって定められる。

私法上の自然人又は法人は、使用が国又はその何れかの機関との何らかの種類の関係に基づいてなされた場合に限り、この例外の利益を得ることができる。

第572条 行為の遂行の妨害

知的権利に関する権限のある国内当局は、当該当局によって命じられた行為、措置若しくは検査の遂行を不当に妨害若しくは障害をもたらす者又は付与された期間内に必要な情報を送付しない者に対し、第569条に定められた制裁と同一の制裁を適用しなければならない。

第573条

著作権によって保護されている著作物又は実演の公衆への伝達が行われる興行の主催者は、

権利所有者又はその代理人から認可又はライセンスを取得しなければならない。

対応する規則に従って、前記認可又はライセンスの付与のためには、当事者は、権利の管理及び有効性を決定するために、特に共有され得る著作物に関して、情報の交換を行わなければならない。

次の場合は、イベントの認可を取得することは必要でない。

(1) 著作物の公衆への伝達が、出席者の数、チケット価格、組織的費用、実演家若しくは演者により定められる価値又はイベントの規模を明確に決定することができる情報に関して重要でない場合

(2) 所有者がイベントの主催者であり、所有者に権利が属する著作物のみが実演される場合、及び

(3) 所有者が著作権管理団体の構成員でない場合

知的権利に関する権限のある国内当局は、該当する場合は、次の事項を確認するために、手続一般基本法に定められた準備措置を行うことができる。

(1) 主催者、権利所有者又は代理人によって提出された情報の透明性及び真実性、及び

(2) 権利所有者又は代理人による認可の存在

第574条 公安部隊からの援助

国家警察は、知的権利に関する権限のある国内当局の職員に対し、その職務の遂行のために請求された援助を行う義務を負う。

第II款 国境措置

第575条 国境措置の申請

商標登録又は著作権の所有者であって、その商標に関する権利又は著作権を侵害することになる商品の輸入又は輸出が行われると推定するのに十分な証拠を有する者は、当該税関手続の停止を知的権利に関する権限のある国内当局に請求することができる。

国境措置の請求が提出されたときは、権限のある税関当局は、知的権利に関する権限のある国内当局が当該請求について決定するまで、関連する商品の輸入又は輸出手続を停止しなければならない。

同様に、知的権利に関する権限のある国内当局は、商標に関する権利又は著作権を侵害する商品の輸入又は輸出に気付いた場合は、職権により、税関手続の停止を命じることができる。

第576条 手続

国境措置は、対応する規則に規定された内容、要件、期間、手続及びその他の規則に従って、知的権利に関する権限のある国内当局に申請しなければならない。

第577条 輸入又は輸出に関する情報

国境措置を請求する者は、知的権利に関する権限のある国内当局に対し、必要な情報及び侵害とされる行為の対象である商品の詳細かつ正確な説明を提供して、それらを認識すること

ができるようにしなければならない。

前段落の適用上、商品の出入国の管理を担当する権限のある税関当局は、商品の輸入又は輸出の手續に関連する情報提供サービスを提供しなければならない。

第578条 保証金

予防措置を命じるために、知的権利に関する権限のある国内当局は、輸入者又は輸出者を保護し、起こり得る権利の濫用を防止することを可能とする保証金又は保証の提供を請求することができる。

定められる額は、この措置により生じる起こり得る経済的、商業的及び社会的影響に比例しなければならない。

第579条 商品の検査

知的所有権の所有者は、その主張を裏付ける目的で、秘密情報を保護するために必要なすべての措置を妨げることなく、輸入又は輸出される商品の検査の許可を権限のある国内税関当局に直接に請求することができる。

第580条 著作権を侵害する又は偽造商標を付した商品に対する国境措置

著作権を侵害する模倣品又は偽造商標を付した商品の輸入又は輸出に関して当事者の請求により国境措置を課する場合は、当該国境措置は、十分な証拠の提示及び侵害とされる行為の詳細な説明があったときに限り行われる。知的権利に関する権限のある国内当局は、予防措置を命じるために、輸入者又は輸出者を保護し、起こり得る権利の濫用を防止することを可能とする保証金又は保証の提供を請求することができる。商業的規模を有さない輸入品又は輸出品及び重要でない輸入品又は輸出品、例えば、非商業的性質を有するもの、旅行者の個人的荷物の一部であるもの又は小口貨物として発送されるものに関しては、国境措置を行うことができない。

第581条 罰則

知的権利に関する権限のある国内当局は、知的所有権の侵害があったと決定した場合、侵害者に対し理由を付した決定書により、侵害の性質及び対応する規則に定められた基準に応じて、統一基本賃金の1.5倍から統一基本賃金の142倍までの罰金の制裁を科する。同決定書は、本節に定められた何れかの措置の採用を規定し、又は暫定的に命じられた措置を確認することができる。

第582条 国境措置の失効

税関手續の停止の通知日から起算して10就業日後に、原告が本訴を提起しない場合又は権限のある国内当局が停止を延長しない場合は、措置は停止され、留置された商品は解放される。

この要件は、原告の選択により、行政差止訴訟、民事訴訟又は適切な場合は刑事手續の提起によって満たされる、とみなされる。

第583条 除外

商業的性質を有さず、旅行者の個人的荷物の一部をなすか又は小口貨物として送られる少量の商品は、本章の規定の適用から除外される。

第III款 インターネット上での知的所有権の不適正な使用

第584条 訴訟

商標又はその他の知的所有権の所有者は、第三者が、所有者の同意なしに、悪意で知的所有権を利用しようと試み、ドメインネームを登録し、商業化し、又は使用した場合において、ドメインネームが、その登録時に、(a) 国内において承認された商標又はその他の知的所有権と同一又は類似であったとき、又は(b) 国内における周知商標に希釈をもたらす虞があるときは、行政保護訴訟を提起することができる。

関連分野の公衆によってドメインネームの所有者以外の者として特定される名称又はペンネームを有する自然人もまた、この訴訟を提起する権利を有することができる。ただし、その者又はその相続人の同意が認定された場合はこの限りでない。

第585条 悪意の意図を検討するための要因

ある者が前条に定める悪意の意図を有するか否かを決定するためには、知的権利に関する権限のある国内当局は、とりわけ、次の要因を考慮しなければならない。

(1) ドメインネームを登録した者が、商業的目的で若しくは商標の信用の毀損若しくは評判の低下を意図して又は国内において承認された他の知的所有権若しくは第三者の印象を利用するために、消費者を商標所有者から離れてドメインネームでアクセス可能なサイトに迂回させる意図を有し、これが、商標の信用を毀損する虞があること

(2) ドメインネーム登録人が、その商品又は役務を善意で提供するためにドメインネームを使用することなく又は使用する意図を有することなく、経済的又は物質的利益と引き換えに、商標所有者又は関連分野の公衆によって特定される名称若しくはペンネームを有する自然人にドメインネームを貸与し、移転し、販売し、若しくは譲渡することを申し出たこと又はその者の行動がかかる意図を示唆すること、及び

(3) ドメインネームの登録出願時に虚偽の若しくは誤解を与える資料及び連絡先情報を提供したこと又はその者の行動がかかる意図を示唆すること

第586条 ドメインネームの正当な使用を検討するための要因

ある者がドメインネームを正当に使用しているか否かを決定するためには、知的権利に関する権限のある国内当局は、とりわけ、次の要因を考慮しなければならない。

(1) ドメインネームを登録した者がドメインネームに含まれる商標権又はその他の知的所有権を有するか否か

(2) ドメインネームがドメインネーム登録人の商号、事業名、名称又はペンネームからなるか否か、及び

(3) ドメインネームの登録人による、提供される商品若しくは役務の善意の提供に関連する又は特定若しくは情報提供の目的での先使用であり、その起源に関して公衆に誤解を与える可能性が低いこと

第587条 罰則

知的権利に関する権限のある国内当局は、本款に基づくドメインネームの登録、商業化又は使用が第三者の知的所有権の商標を利用するために悪意でなされたと考える場合は、ドメインネームの登録の所有者及び／又はドメインネームがホスト若しくは登録されている提供者及び／又はドメインネームに関するその他の当局に対し、関連するドメインネームの取消又は知的所有権の所有者への移転を命じなければならない。

第588条 権限

ドメインネームを登録した者、ホスティングサービスの提供者、ドメインネームレジストリ又は関連するドメインネームを登録したその他の当局若しくは機関が国内に住所を有する場合、知的権利に関する権限のある国内当局が、この種類の行政差止命令を実行しなければならない。

第III節 消極的執行

単独款 合法的使用及び権利の濫用

第589条 合法的使用

何人も、自己の過去、現在又は将来の行為の合法性について知るために、知的権利に関する権限のある国内当局に審判を請求することができる。この審判は、識別性を有する標章を除き、第三者の知的所有権に関して提起される。

前段落の適用上、この審判は、知的所有権の侵害とされる行為に関して、請求人が権利の所有者又は第三者からの警告を受けたか否かに影響を与えることなく請求することができる。

第590条 権利の濫用

知的権利に関する権限のある国内当局は、当事者の申請により、知的所有権の濫用的行使を防止及び抑止するために、検査、監視及び制裁を機能させなければならない。ただし、この行為は一般の利益又は消費者の福祉の保護を追求しないことを条件とする。

所有者又は利害関係を有する当事者の申請により、対応する権限の範囲内で、予防措置及び第三者によってとられたその他の措置の停止を命じることができる。

第591条 通知

知的権利に関する権限のある国内当局は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された情報に従って、また、本法の規定に従って、国内において承認された知的所有権の所有者又は代理人に通知し、該当する場合はライセンシー又はその他の利害関係人に通知しなければならない。

第592条 応答

被請求人は、通知日から起算して15就業日の期間内に、審判に応答しなければならない。応答において、被請求人は、その知的所有権の侵害について請求人に反訴することができる。請求人が反訴を受けた場合、当該審判手続は、反訴を規制する第543条に定められた手続と

する。

第593条 証拠期間及び聴聞

応答の後に、知的権利に関する権限のある国内当局は、15日間の証拠期間の開始を命じなければならない。

当該期間中に、何れの当事者も、聴聞の招集を請求することができ、聴聞において、自己の意見を提示することができる。聴聞は、証拠期間の満了後に開催される。

第594条 理由を付した決定書

証拠期間の満了時又は適切な場合は前条にいう聴聞が行われたときは、知的権利に関する権限のある国内当局は、理由を付した決定書を発行しなければならない。

第595条 損害賠償金

この種類の手続においては、知的所有権の所有者が請求人に対して損害賠償金及び手続費用を請求することは認められない。

第VIII編 所有権確認訴訟

単独章 司法段階における所有確認訴訟

第596条 司法段階における所有権確認訴訟

商標、特許、育成者証明書、工業意匠登録又は集積回路の回路配置が、それを取得する権利を有さない者によって又は同様にそれを取得する権利を有する他人に不利益を与えて請求又は取得された場合は、影響を受ける者は、権限のある司法当局に対し、権利の出願人若しくは所有者又は共同出願人若しくは共同所有者としての承認を請求する所有権確認訴訟を提起することができる。

この訴訟は、本法に規定された他の訴訟に影響を与えることなく提起することができる。

所有権確認訴訟は、手続の一般規則に従って、通常手続において処理される。

第IX編 異論申立

第597条 異論申立

知的権利に関する権限のある当局によって発令された決定又は行政行為は、法制度に規定された行政上及び司法上の権能に対して異論を申立することができる対象である。行政段階における異論は、停止及び移審の効果をもって認められる。

強制ライセンス及び消極的遵守措置に関する決定に関して発令された行政行為の場合については、行政段階における異論は、停止効果を有さない。

行政段階においては、異論は、知的権利に関する権限のある国内当局の一部である専門の合議体において処理され、この合議体の帰属及び組織は、対応する規則に従って行われる。

第IV卷 科学，技術，革新及び伝統的知識の当事者への資金提供及び報奨に関する国家システム

第598条 - 第628条 (省略)